

平成24年第4回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成24年12月14日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	柴沼	広君
副議長	14番	海老澤	勝君
	1番	畑岡洋	二君
	2番	橋本良	一君
	3番	小磯節	子君
	4番	飯田正	憲君
	5番	石田安	夫君
	6番	鹿志村清	一君
	8番	野口	圓君
	9番	藤枝	浩君
	10番	鈴木裕	士君
	11番	鈴木貞	夫君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	中澤	猛君
	17番	上野	登君
	18番	横倉き	ん君
	19番	町田征	久君
	20番	大関久	義君
	22番	小園江一	三君
	23番	石崎勝	三君

欠席議員

	7番	蛭澤幸	一君
	21番	市村博	之君

出席説明者

市長 山口伸樹君

副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	深澤悌二君
総務部長	阿久津英治君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	神保一徳君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	藤田幸孝君
教育次長	塙栄君
消防長	小森清君
会計管理者	高安行男君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	海老沢耕市君

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山正
議会事務局次長	石上節子
次長補佐	飛田信一
係長	瀧本新一

議事日程第4号

平成24年12月14日(金曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前 10 時 00 分開議

開議の宣告

議長（柴沼 広君） 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は22名であります。本日の欠席議員は、7番蛭澤幸一君、21番市村博之君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、22番小園江一三君、23番石崎勝三君を指名いたします。

一般質問

議長（柴沼 広君） 日程第2、一般質問を続けます。

11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

大きな題目として、健康都市宣言にふさわしい環境対策をとということで、今回の一般質問をしたいというふうに思います。

東日本大震災、福島東電事故から1年9カ月がたちました。いまだに20万人といわれる人が全国に避難生活を強いられており、帰るに帰れない状況にあります。汚染地域の除染も遅々として進まず、汚染物質の処理も、どこにするのかということも決まらずに、でき

ずにいるのが現状です。東電福島原発の中には、高濃度に汚染された100万トンにもなるといわれる汚染水、さらには建屋内には10数万トンの大量の汚染水があり、その処理の見通しすら立っておりません。

原子力規制委員会が、全国16カ所の原発で事故が起きたときに放出される放射性物質の拡散シミュレーションを発表しました。それによりますと、避難準備の対策が必要となる地域、いわゆるUPZといわれますけれども、最大で原発から40.2キロまで拡大するというふうな報告さえあります。

多くの方が原発への不安、不信が広がり、原発ゼロの声が高まっております。この間、放射能対策を求めてきましたけれども、健康都市宣言を目指す笠間市としては、安心・安全な市にするために、以下の点について質問したいと思います。

まず、一つに、市の防災計画についてです。10月の全員協議会に報告された原子力災害対策計画を平成25年3月に制定するというふうにその報告にはありますが、計画の進捗状況がどうなっているのかをまず伺いたいと思います。

二つ目に、継続した全地域の放射線量の測定を、いわゆる400数十カ所行いました。その点についてですが、前議会でも同様取り上げましたが、状況の経緯を見て判断する必要があり、継続した全地域の放射線量の測定を、もう1年たつわけですから、行って、今、笠間市内の実態がどうなっているかということを示す、知らせる必要があるのではないのでしょうか。

三つ目に、汚染土壌の問題です。この保管の問題については、私は何回か質問してきました。ただ単に土のう袋の保管は漏出する危険があり、ここで保管する場合、一定の保管容器に入れるなどして、市として指示することが必要ではないのでしょうか。ただ自分の敷地内に穴を掘って埋めておくということにおいては、その放射性物質が飛散するということが考えられますので、その辺のことを見解を伺いたい。

四つ目に、中学生までの健康対策についてです。笠間市内の中にも、今もって子どもの健康への不安から地方へ、ことに関西の方へ避難して帰って来ることができない人たちが何人かいるのを知っております。安心してできる環境や健康対策が求められるのではないのでしょうか。市としてその対策を伺いたいと思います。

また、ヨウ素剤を配布しないというふうに新聞の報道にありました。これはどういうふうな経過でこういうふうになったのか、ヨウ素剤を配布しないという方針ですね、そのことについて伺いたい。

五つ目に、エコフロンティアの問題です。エコフロンティアかさまには、県内各地及び宮城県内からの放射性物質を含む廃棄物が搬入されていますが、その搬入している市町村名と総量、平均濃度はどのくらいあるのか、放射性物質の平均濃度について伺いたい。

搬入される灰じんは、飛散しないように水をまくと指示されているはずであります、現地では粉じんが舞い上がっているのが実際です。その中でブルドーザーで作業をしてい

る光景がよく見られます。作業員の健康への影響が懸念される健康対策が求められるのではないのでしょうか。また、外部への飛散しない処置を事業団に求めるべきではないのでしょうか、見解を伺いたいと思います。

以上で、第1回目とします。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 11番、鈴木貞夫議員のご質問にお答えいたします。

原子力災害対策計画の進捗状況でございますが、今後の国の原子力行政の根幹となる原子力規制委員会が9月19日に発足しまして、10月31日に、緊急事態における原子力施設の周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものにすることを目的とする、国の原子力災害対策指針を決定したところでございます。

この中で、半径5キロメートルを目安とする区域を、予防的防護措置を準備する区域、P A Zですね、半径30キロメートルを目安とする区域を緊急時防護措置を準備する区域、U P Zと定めており、笠間市は、一部区域が緊急時防護措置を準備する区域、U P Zに位置づけられるために、原子力事業所の原子力災害に備えた地域防災計画を策定することとなります。

笠間市の地域防災計画は、地震及び風水害編につきましては、去る10月4日の防災会議で決定しておりますが、原子力災害対策編につきましては、県を含む広域的な連携が不可欠であるとともに、多くの関係機関との協議も必要であるため、現在、他の先進自治体の計画を参考に、考えられる対応策などの検証と抽出作業を行っている状態でございます。

なお、県は11月27日に、地域防災計画改定委員会原子力災害対策検討部会を開催し、既存の計画を見直すための項目を整理した案を示したところでございます。また、新たに緊急時防護措置を準備する区域、U P Zの区域となる5市町村に対し、既に原子力災害の防災計画を定めている自治体の一体的な体制が整えられるよう、今後、説明会を開く予定になっているところでございます。

国においては、一昨日の12月12日に開催しました原子力規制委員会で、原子力災害対策指針の補足参考資料として、市町村を対象とした地域防災計画、原子力災害対策編作成マニュアルを公表したところですので、早急に県及び隣接自治体とともに、計画内容の確認作業に入ってまいります。

次に、継続的に市内全域の放射線量を測定すべきではとのご質問にお答えいたします。現在、市では、平成23年7月から空間線量を継続して測定しており、地上50センチメートルの高さで除染の目安となる毎時0.23マイクロシーベルトを超える場所はありません。

また、9月議会で答弁をさせていただいたところですが、平成23年7月と、平成24年7月時点では、放射線量が3割以上低下している状況で、今まで長期にわたり安定した測定値で推移しておりますので、改めて市内全域での放射線量の測定は必要ないものと判断し

ております。

さらに、国が本年9月28日に公開した、平成24年6月28日時点の地表1メートルの航空モニタリングの測定結果においても、国の基準を下回っている状況が確認されております。

なお、市内43カ所の空間線量については、今後も継続して測定し、各公共施設等の数値について確認してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、除染した土壌の保管方法についてのご質問にお答えいたします。個人の敷地内で除染により発生した汚染土壌の処理ですが、市では、取り出した土砂を入れた土のうなどを敷地内に穴を掘り、ブルーシート等で養生して埋設、40センチから50センチくらいの覆土をして処理するという一方で、または人が近づかない敷地内の一角をブルーシートで覆い、一時保管するようお願いしております。

これらについては、議員ご承知のとおり、昨年12月に、笠間市の放射性物質に対する考え方の中で示しているところでございます。笠間市は、空間放射線量の測定結果から、面的な除染の必要はなく、必要により除染する場合は、環境省が定める除染関係ガイドラインに基づき除染作業を行い、発生した土壌は適切に保管をお願いしているところでございます。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 11番鈴木（貞）議員の、中学校までの健康対策についての質問にお答えいたします。

福島第一原子力発電所事故の影響について、いまだに子どもの健康への不安から地方へ避難を続けている人たちがいる中で、安心して生活できる環境や健康対応についてでございますけれども、まず、笠間市に住み票を残したまま他の地域で生活をされていた方は、市が把握している中では、当初18世帯、35人おられました。しかし、何らかの事情等でその住民票をほかへ移すというようなこと、また戻ってきたというようなことがありまして、現時点で、笠間市で把握している人数、世帯については5世帯、5人となっております。

また、その中で、子どものいる世帯につきましては、当初4世帯、6人おりましたけれども、現在は1世帯、1人となっております。あくまでも、これは登録上の数値でありますので、実態と違う場合もあるかもしれませんことはご了承願います。

次に、放射線量につきましては、これまで除染の目安となる国の基準の毎時0.23マイクロシーベルトを超える場所はなく、さらに内部被曝不安への対応については、福島県の検査結果及び厚生労働省で実施された食品サンプリング検査の結果において、問題のある内部被曝の方がいないことや、市で独自に測定している空間放射線量、国の航空モニタリング調査等の結果から、市民の日常生活は、ふだんと同じで差し支えないと判断しております。

また、当面の対策といたしましては、子どもたちの安全な生活環境の確保を主眼に置き、

学校での空間放射線量の測定や給食の放射性物質の検査を今後も継続して実施してまいります。また、あわせて、市民に対する不安解消のための相談業務等を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、ヨウ素剤を配布しないとの方針との報道だが、見解についてについては、11月4日の新聞報道については、10月下旬に、共同通信社が実施した防災計画のアンケートから報道されたもので、安定ヨウ素剤は、茨城県防災計画に基づき、県と市町村の役割の中で市町村の協力のもとで、県が備蓄あるいは配布することになっているとの認識からの回答に報道されたものであり、単に安定ヨウ素剤を配布しないという方針ではありません。安定ヨウ素剤の配布については、現在、国の原子力規制委員会の有識者チームが、いかに配布し、だれがいつ服用を指示するかなどの具体的な基準を年内にまとめる方針で検討しております。

東海第二原発を有する茨城県においても、12月26日に、原発30キロ圏内の市町村を対象に説明会を開催し、原子力規制員委員会の原子力災害対策指針に基づき改定作業を進めている茨城県地域防災計画の中で、安定ヨウ素剤の投与、配布、備蓄等についての具体的検討を行う予定となっております。

しかしながら、安定ヨウ素剤については、原発事故発生後8時間以内の服用で40%の効果が見込めることではありますけれども、同時に、劇薬でもあり、6歳までの乳幼児に対しては、薬剤師の指導のもとで安定ヨウ素剤の粉末を水とシロップにより溶かして服用させることが必要である。屋内退避命令が発生されていることなどが予想される中で、だれが、いつ、いかなる方法で服用させるのか、現実的には、非常に難しい問題や課題が考えられております。そういったものを、今、原子力規制委員会の中で整理をし、それらを受けて、今後、県市町村の中でもって具体的な準備に入りたいというふうに考えております。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 11番鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

県内各地及び宮城県内からの廃棄物、これは災害廃棄物と理解しております、この搬入市町村、搬入総量、平均放射性物質濃度に関するご質問ですが、まず、宮城県からの災害廃棄物につきましては、石巻市からの可燃物及び不燃物を受け入れておまして、8月30日から11月末日までに、可燃物で477トン、不燃物で4,093トンの合計4,570トンを受け入れております。また、平均放射性物質濃度は19.3ベクレルパーキログラムとなっております。

次に、県内自治体においての搬入市町村、搬入量、平均放射性物質濃度についてでございますが、エコフロンティアかさまでは、契約上の守秘義務に反するため公表しないとのことですが、平成23年4月から本年11月末日までに、16団体、総量2万3,887トンで、平均放射性物質濃度につきましては、1,197ベクレルパーキログラムとなっております。

なお、議員は、ご存じのこととは思いますが、今回の福島原発の事故により放出された

事故由来放射性物質により汚染されたものにつきましては、廃棄物処理法において除外されている放射性物質によって汚染されたものから除かれ、廃棄物処理法に基づいて受け入れております。

次に、埋め立て処分場における作業員の健康対策についてのご質問ですが、作業員の安全性を規制する労働安全衛生法では、埋め立て処分での作業に伴う基準等は定められておりませんが、エコフロンティアかさまでは、粉じん対策として、従事する作業員の防じんマスクの携行を指示するとともに、処分場内において散水車による定期散水を行うなどの対策を努めているところでございます。

また、外部飛散措置を事業団に申し入れるべきであるのご質問ですが、さきに述べました定期散水のほか、埋め立て物に遮水シートをかぶせ、その上に覆土するなどの対策を行っているという説明を受けております。市では、外部飛散防止に努めるよう事業団へ定期的に申し入れております。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） 今、回答もらいましたけれども、一つは、市の防災計画の問題ですね。これはきのう配付されて初めて見たわけですが、これは膨大な量ですが、風水害等対策計画編ということですね。それで、これには原子力関係は全然出ていないわけですが、ただ、私がこの問題と、これ、10月の全協のときに配られた資料だと思っておりますけれども、これを見ると、10月の段階で原子力問題についての素案を審議するというふうに書かれているんですね。この表を見ると10月、地域防災計画改定委員会原子力災害対策検討部会ですね、それで、それを右の方へ見ますと、原子力災害対策計画編の原案を作成するとあるんですよ、これ10月4日のあれなんですね。このときどういうふうな原案が基本的にはつくられたのか。

それと、この計画をずっと見ていくと、年明け早々にパブリックコメントなんですね、やるとここに書いてある。それまで、第3回笠間市防災会議原子力災害対策計画編の原案提出、承認ということになっているわけですが、今、10月として、今年内にこういうのをつくるという計画なんですかね。それ以後、これについての、全然、これがどうなったかということは報告されていないので、このままいくとしたら、来年の3月には、第4回の防災会議をやって、原子力災害までの防災計画を立てるとというのがこれなんですよ。だけれども、実際には、今のあれを聞くと、国の方もやっと市町村に対するいわゆるマニフェストみたいなものができたと、マニュアルができたと。また、茨城県においても3月いっぱい、この原子力の防災計画を策定するというふうには私は聞いているわけですが、それとこういうふうと一緒にできてやるのかどうかですね。これ以後、これについての説明は全然ないんで、このとおりやるのかどうか、それについてはやはり、今の段階で素案なり何なりがあってしかるべきじゃないかというのが私の聞きたいところなんです。

よ。どうでしょうか、それが、この市の防災計画についてという問題ですね。

それでやはり、この問題、前に出した防災計画と、私も、きのう帰って2時間ばかりパラパラと見ただけであれですけれども、これは自然災害中心ですよ。これだけ膨大なものと、また、原子力災害の問題もこのぐらいの量になるんじゃないかと思うんですよ。これはやはり、私たち議員にも素案なり何なりを早く示していただいて、私たちも、こういう計画ができる時に関心を持って、どういうことかということをやっているかないと、できました、これ見てね、とてもじゃないけど、これを事細かくわかりませんけれども、主要なところがどうかということも含めてやるためには、ここに書かれている計画としたら、やはり私は素案ができていないんじゃないかと。できていなかったら、こういうことが書けなかったと思うんですね。

これは報告のことですけれども、その辺の、今具体的に、さっきの計画を聞いていますと、県の方針や国のそういうふうな方針ですね、それを受けてやるということになると、まだまだ先のことになってしまうんじゃないかと思うんですよ。とても来年の2月ごろにパブリックコメントに出せるような文章には、私はならないと思うんですね。その辺の計画というのをやはり、一つはどうなっていくかといくことを、市として、その都度できる限り議会の方にも知らせてもらいたいというか、こうだということを出してもらって、私たちとしても検討していくということが必要じゃないかということ、この問題ですね、その辺がどういうふうに計画されているかということですね。

それと、2番目の継続した全地域の放射線の確定というやつですね。これ、一応去年の今ごろに、とりあえず福島原発は収束したというふうな発表もありましたけれども、現状としては全然そういう方向にはないんですね。いつから解体されるのかということもわからないし、今現状維持をしているのがやっとことというような状況で、絶えず放射性物質を放出しているというのが現状だと思うんですよ。

今、一番問題になっているのは、100万トンからあるといわれる汚染水を海に流していいかどうかということで、大変らしいんですね、除染ができないから。それ、どういうふうに処理するのかと。絶えずふえ続けて、にっちもさっちもいかないというのが今のあそこの状態らしいんですね、そういうことを見ていくと、去年こういう立派な調査していただいたわけですけれども、ぜひとも全市的にやって、今の状況がこうなっているということを市民に知らせていくということが必要じゃないかと思うんですよ。

それと、この12月6日の「お知らせ版」ですね、市報に入ってきた、ここに平成24年7月2日からは週1回に、笠間市における放射線量の測定結果をお知らせしますという、ここにこういう1行が入っているわけですけれども、それまでは、週2回やっていたと、それを週1回にするという、それで、この下にデータですね、こういうふうになっていますね。これ簡単に、ここにこういうふうに書かれていますけれども、ずっと私もこういうのを見ていくと、一応下がったり上がったりというふうな傾向なんですね、この表も、ずっ

とこういうふうに見比べていくと。確か当初よりは下がっていますよ。一番高いときには岩間の第三小学校、290とか幾つかあったけれども、今は、除染した結果がどうかわかりませんが、こういうふうの下がってきているわけですが、今の置かれている原発の状況なんかを見ると、やはり定期的に、年に1回なり、私は2回くらいというふうに思うわけですが、基礎的データとしてもつかんでおく必要があるんじゃないかと思うんですね。ずっとこういうふうに全部書かれているわけですね。これ箇所数が全部載って、これと地図と、さっきのこれとこういうふうに照らし合わせてみれば、どこがどうかということがわかるわけですが、そういう点からも、ぜひ私は、これはやっていただくということが。ただ下がっているからいいんだという、そういう問題じゃないんじゃないかと思うんですよ。絶えず、雨や風、その他で移動している場合もありますから、そういうことも含めたら、やはりこの問題というのはぜひ続けてやっていただきたいと。

それ、汚染土壌の問題ですね。これは私は前からしつこくちょっと言っているわけですね。これ2月2日付でこういうの出ましたね、この地図、さっきのこの結果と一緒にこれ出てきたわけですが、たしかね、いとも簡単に、土のう袋というのはどういうことを考えているんですかね。ホームセンターなんかにもありますよ。安いから高いのまでありますけれども、普通50枚で幾らなんていうのもありますね。もし、そういうのに入れておいたら、あれは全然だめなんです。水でもかかったらズーッと抜けちゃうんだから。そうすると、ただ、こういうふうを持って歩いても、これで、一、二カ月するとガラガラになっちゃうと。もう、始末悪いんですね。私も何枚か、畑の周りの土どめに何かしたことがありますけれども、1カ月もたたずに持ち上げられないというふうな性質のもですね。安ければそういうのもあるし、高いからといっても、みんな目がこういうふうになって漏るんですよ。そういうことを考えると、この土のう袋の問題、前回も指摘しましたけれども、やはりこういうものがいいということを市としても考えていただかないと。私のように、山間地のところで、敷地もあって広いから山の方へでもということになりますけれども、殊に市街地の人は困っているんですね。自分の屋敷の隅は隣の家ですよ。隣の家の方にそんなのを置くわけにもいかないしということをおっしゃられたこともあるんですね。殊に市街地の人の汚染された土壌の処理の問題というのは、市としても、もう少し真剣に考えて、こういうふうにした方がいいんじゃないかと、それでこういうふうに出ているわけですね。

それで、前もしたけれども、仮置きするというのはいつまでかといったら、半永久的にみたいな回答があったんですね、もう何回か前に。これ大変なことだと思うんですね。今、全国的に見ても、どこへ中間処理施設を置くかということで大変な事態になっているわけですが、やはりある程度高濃度に汚染されたというような土壌については、責任を持ってこういうふうな処理をするような方法、ぜひ早急に、私はしてほしいと思うんですよ。それをしないと、やはりいろいろ、どこへ置いたらいいかということで、そこい

らへぶん投げておくなんていうことになったら大変なことになると思うんですね。その辺のことを十分考慮してほしいというふうに思います。

それと、4番目のこの問題ですね。牛久市などでは、何日か前のあれでは、高校生までそういう検査をして云々というふうに報道されたんですね、新聞に報道されていました。それで、あそこの、どういうふうにやっているのかというのをホームページ等で見たことがありますけれども、相当、あそこが取手は、割合に高い地域だからということもあると思うんですけれども、笠間市内で全員というわけにいかないにしても、そういうような結構家の周りは高くて心配だというような人も含めて、そういう健康診断を殊に丁寧にやって、そういう結果というのを蓄積していく必要があるんじゃないかというふうに私は思うんですよ。

それと、このヨウ素剤の問題ですね。新聞に出て、私も驚いた。私が読んでいたら、もうすぐに電話が来て、こういうのが出ているけれども、これどういうことですかと。これは共同通信がやった調査で、ここにですね、ヨウ素剤事前配布については、笠間、銚田、大洗の3市長がしないと決めたというふうに、こういうふうにはっきり書かれちゃっているんですよ、どこでこういうのを決めたんですかね。それで議会にも、全員協議会の席上でも全然今まで報告されていないし、これがパッと出ちゃうと、電話が来て、そんなこと何で知らない、だれが決めたんだってというふうにえらいけんまくでかかってきた電話がありますよ。

ヨウ素剤というのは、ただ配ればよいという問題じゃなくて、さっきも言われました劇薬ですからね、その使用方法というのは難しい問題もあるし、2週間前から飲んでいなければ効かないとかいろいろ話もありますけれども、いずれにしても、こういうふうに大きくヨウ素剤、36県は必要だとか、こういうのが出たりしてくると、みんな心配するんですね。そういうときに簡単にこういうふうなことが報道されるというのは、ちょっと驚きというか、これどういうことかというふうに思わざるを得ないんですね。それは庁内ではきっと、そういうアンケートなり、共同通信社の調査のあれですから、検討されて出されたんだろうというふうに私は思いますけれども、やはりその辺のことは慎重にやって、これなかなかヨウ素剤というのを、配っていいのか、配らなくていいのか、私もいろいろこういうふうに文献等を見ると疑問に思うところ山ほどあるんですね。ただ、一般的には、やはり子どものいる家庭なんかは、そういう使用するときの十分注意してやればということも含めれば、やっぱり配布することが必要かなというふうに思うわけですが、その辺の、こういう問題が出てきたときに、市として、庁内でどういうふうな検討をされているのか、原子力アドバイザーという人もいるわけですから、彼がどういう見識を持っているか私はわかりませんが、市内の医師会等とも相談されて、それ、本当に置いたほうがいいのか、どういうふうにしたらいいかということ、ぜひ私は検討してもらいたいと思うんですよ。

きょうの茨城新聞にもでかく、いろいろこういうふうに原発の汚染地域の問題というか、いろいろ出てきた30キロ圏云々とかそういうものを含めたあれが出ていましたけれども、やはりああいうのを皆さん見ると、こういうふうに書かれている、こういうのをやはり念頭にあるから、どうするんだという疑問がわいてくるんですよ。それについて、やはり市としても、医師会等々、こういうふうに協力を得て、どういうふうにしたらいいかと。それで、市としてはこういうふうな体制にあるということを決め切れないうえに、方針というか今検討しているなら検討しているでやってもらいたい。

やはりこういうふうに、本当に新聞に、これ何だと、こういうふうに思ったんですね、こういうふうに出ちゃう。どういうふうな形で、配布しないんだというふうに回答したかどうか、私はその辺はわかりませんが、それよりもやはり、そういうふうな事態になったとき、どうしたらいいかということを検討していただきたいというのがこの問題ですね。

それと、エコフロンティアの問題ですね。小坂部長は、たまには行って見ていると思うんですけども、あそこが搬入した当初というのは、荷台等を下で洗っていたんですね、水でこういうふうに洗って上に出すと。それで、車の方は上にして洗車台で洗うと。今、そんなことしていません。時々行って私も見るわけですけども、ダンプ来たときに、そのダンプの開けた瞬間に周りが見えなくなるくらいほこりが出るんですよ。それで、職員にそういうことをたずねると、そんなこと知らないと言うんですよ。当初のあれというのは、そういうような粉じんが飛ばないように処置して持って来るとというのが約束じゃないかといっても、私たちは聞いてない。そういえば、その人たちは当初はいなかった人たちですからね、それで、ブルドーザーでこういうふうに押し回しているわけでしょう。

それで、去年の環境保全委員会です。いろいろ問題になった、雨水等を浸透させない問題というのはどうなっているか、全然だれもやっていないですね。あれだけ保全委員会の席上でいろいろ問題になって、土をかけてあるのがどこに埋まっているのか聞いたら、相当広い面積に、それは国の基準以下だから構わないといえればそれまでの話ですけども、いずれにしても放射性物質を含んでいるものがあって、それが粉じんとなって舞っているの確かなんだから。そこに一日じゅう何時間やっているかわかりませんが、毎日毎日ブルを押し回している人だとか何とかというのは、やっぱり健康被害の問題というのは、私は考えないといけないんじゃないか。それと、これから乾燥してくれば、それが舞い上がって地域にも飛び出すということが考えられるわけで、以前、ビニールの袋なんかいっぱい飛んで問題になりましたけれども、そんな問題よりひどい、こういう心配があの地域に起きてくるんじゃないかというのが私は懸念するところなんです。

私たちも、監視する市民の会としてはいろいろと申し入れて、そういう飛散しないようにというのは申し入れたりいろいろしているわけですけども、さっき言ったように、職員が全然そんなこと知らないよというようなあれですからね、にっちもさっちもいかない

というような感じもしないでもないんですよ。やはり飛散しない方法というのを、市としても嚴重に申し入れてもらって、市の監視委員会もあるわけですから、そういう席上でもやはりしっかり確認していただいて、外部に出ないということが、私は当面、エコフロンティアとしては必要な事態じゃないかというふうに思うわけです。

それと、私が不思議に思うのは、あそこへ入れている放射性物質、それはいろいろなレベルの段階のものがあると思うんですけれども、あれ、永久処分場として入れているわけですね。中間処理で、後どこかへ持って行くということは全然ないわけですね。永久にあそこに置いておくと、最終処分場であるわけでしょう。最終処分場であるなら、環境省で出している基準等から見ると、ちゃんと覆って、下から、側壁から、屋根までかけて、そこへ入れるということが決まっているんですよ。

部長は見たことがあると思いますけれども、私もそういう話をしたら、友達がこんなに厚いのを2冊もインターネットで何十ページと引き出してきてくれましたけれども、その放射性物質の処理についてという環境省のガイドラインですね、分厚いのがあって、それを見ると、やはりそういうことが書いてあるし、ちゃんとした、隔離してやると。もし、あそこが最終処分場としてそういうふうな放射性物質をこれからも受け入れるとしたら、あの中なり何なりにそういうような隔離した場所をしっかりとつくって、それで雨水が入らないように、去年の保全委員会の席上でもそういう話だったんですよ。ぜひその辺のことを、私は、これからのエコフロンティアの安全性の問題を含めて、市としても関心を持って、事業団等へ申し入れしてちゃんとしていただきたいと。これは、大変な問題を引き起こさなければ結構ですけれども、その辺、どうなのかも含めて回答いただきたいと思います。

議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

総務部長（阿久津英治君） 鈴木貞夫議員の再度の質問にお答えします。

まず、きのうお配りした笠間市地域防災計画につきましては、昨年3月11日の大震災を踏まえまして、風水害対策計画編でございますが、地震の部分について大きく加筆修正されたところでございます。

原子力災害対策計画編の策定スケジュールでございますが、先ほども申し上げましたように、原子力災害対策指針の決定というのが、10月31日に出されまして、茨城県の方ではそれを受けまして、地域防災計画改定委員会原子力災害対策検討部会と、専門部会ですが、これが11月27日に行われました。

さらに、12月12日、国の方では、原子力規制委員会で、原子力災害対策指針の補足参考資料ですね、具体的に、地域防災計画の原子力対策編の作成マニュアルですけれども、これが示されたところでありまして、この中でも、さらにも具体的な避難基準が示されていないとか、まだすぐに市の方で計画に反映できるような、マニュアルでないような部分もあります。

今後は、早急に、示された部分を県で協議して、それを受けて、笠間市あるいは近隣市町村との協議の中で、3月までに計画策定を進めていきたいと考えております。スケジュール的には、少々おくれぎみになっているのは事実でございます。おくれぎみではありますが、今後、急いで3月までに策定していきたいと考えております。

次に、継続した全地域の放射線の測定をというような話でございますが、先ほど申し上げましたように、全体的に低減しているということで、改めて全域での放射線の測定は必要ないと考えております。国の方の航空機によるモニタリング測定結果においても基準を下回っている状況です。ただ、県内43カ所の測定値においては、今後も継続して各公共施設等の数値について確認してまいりたいと思います。

それと、3点目の汚染土壌の保管のあり方につきましても、昨年に示された笠間市の放射線の考え方に基つきまして、除染につきましても、先ほど申し上げましたように、敷地内に覆土して土のう袋等に入れて、余り近づかないような位置に埋設して保管していただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 鈴木（貞）議員の再度のご質問にお答えいたします。

まず、1点目、健康調査を行ってはということでございますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、現時点で、笠間市内は、すべて安全な場所であり、市民の日常生活にはふだんと同じで差し支えがないということで判断しておりますので、現時点で健康調査を行うということは考えてございません。

それから、安定ヨウ素剤についてですけれども、これは経過なり、それから、なぜこうなったのかをお話をしますと、まず、10月3日の日に、原子力規制委員会が開催されまして、この中の定例会の中でもって、安定ヨウ素剤については、事前配布をすべきではないのかというような議題がありました。これを受けまして、新聞社の中でもって、では市町村はどう考えているんだということでのアンケート調査を行ったと思っております。これが安定ヨウ素剤以外の件も一緒ですけれども、それに合わせてのアンケート調査を行ったのだろうと思っております。

その時点で、現在もそうですけれども、安定ヨウ素剤を配ると、各家庭に配るという部分の難しさという部分は、関係者だれもが周知していたところでありますので、なかなかこれは難しいであろうということでもって、県の見解等を確認しながら、現時点では配布はできないのではないかなということでお答えしたところ、こういう記事になってしまったというのが実態であります。

さらに、これを受けまして、アンケートを受けた市町村の中で、新潟県の市町村においては、実際にもう既に配ってしまった市町村が発生したという事態も発生しまして、その後、規制委員会の中では、あくまでも規制委員会としての方針や、何か取り扱いが決まる

までは配布するなということでのさらに報道がなされたところでございます。

先ほど、総務部長の方からもありましたように、市町村の作成マニュアルが示されたところであり、その中でもって作成する安定ヨウ素剤の対応等については、国の指針に基づいて、その指針の中に書かれた取り扱い、こういった部分に基づいて十分に検討をして行うということになっております。指針はある程度示されましたけれど、その指針の中に組み込まれる具体的な内容については、いまだにまだ検討段階であります。したがって、それが細かい部分も出た段階で、県が26日に会議を行うという予定になっておりますので、そのとき以後、さまざまな議論をして定めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 鈴木（貞）議員の再度のご質問にお答えいたします。

まず、作業員の衛生管理、それから周辺への粉じんの飛散についてでございますが、鈴木議員から指摘があったことは事業団の方に伝えますし、周辺地域に悪影響を及ぼす懸念がある粉じんについては、これは嚴重にエコフロンティア事業団に申し入れておきます。

また、放射性物質を受け入れているのであるから万全の施設監視が必要ではないかというご指摘ですが、先ほども申し上げましたように、原発事故以来、特別措置法に基づいて8,000ベクレル以下という基準が出ていますので、それに基づいて受け入れていますので、8,000ベクレルを超えるものは、それぞれ県内で一つの施設という中で、8,000ベクレルを超えたものは、指定廃棄物として嚴重な施設が必要だということは伺っていますが、現在エコフロンティアかさまについては、そのような指摘は聞いてございません。

それから、環境保全委員会の問題ですが、これは私も、6月の議会でも、9月の議会でもお答えしましたように、遮水シートをかぶせて、その上に覆土し、傾斜をつけるなどして対策をしているということでございますので、再度申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） 防災計画については、国の指針、または県の方針、周囲の市町村とのいろいろ連携の問題もあるから、笠間市だけでは、簡単には私はこの計画というのは立てられないと思うんですけども、そういう素材、その他について、やはり私たち議員の方にも示していただきたいと。ただ、でき上がって、こういうふうにまとまったものをこういうふうにバンと見せられるんじゃないかと、それでまた、必要であれば説明もしていただいて、私たちとしても関心を持って防災計画というものを立てる必要があるというふうに思っているんですよ。

それと、くどいように言いますが、この土壌の問題ですね、今どのくらい出ているか私もわかりませんが、やはり、これは一定の方針、これじゃあ余りにもみすぼらしい、これ、どなたが書いたかわかりませんが、これで見ると、いつかのあれでは永

久に、市長がね、中間処理で、じゃあどこへ持って行くんだと。いつまでそこへ仮置きするんだといったら、永久だっていうような回答もあったんですよ、1回は。だとしたら、もっとしっかりとした袋でちゃんとしたものを考えると、農村地だとか山間地だとまだ余裕があるけれども、市街地はどうかということなんです。市街地で結構高いところもあって、それどうすればいいだろうなんて見せられたこともあるんですけども。じゃあ自分の家屋から離れたところといったら、人の敷地に接しちゃうわけで、人の敷地に接したところへ穴掘って埋めたら、隣から文句言うの当たり前ですよ。そういうようなことも起こり得るわけだから、そういうことについて、やはり市としてももう少し対策はちゃんと立ててほしいと。

それで、私は全市的なあれをやってほしいというふうに言っているのは、今度の原子力規制委員会が出した報告ですね、そのシミュレーションでこういうふうに30キロ圏、それが42キロぐらいまで必要になると、30キロじゃなくて、というふうな説も今出てきて大問題になっているわけですけども、きょうも茨城新聞に大分大きく出てきました。やはりそういうのを見ると、これからどのように推移していくかということを考えたときに、基礎的データとしても、やはり今の状況がどうなっているかと、全的に年1回ぐらいはして、市民にこうなっているということを示すということは必要だと思うんですよ。

初めは、30キロ圏でいいというふうに言ったけれども、結局あのシミュレーションをやってみたら42キロぐらいまでは必要だと、こうなったわけでしょう、今の説というのは。そのUP.....横文字はよくわからないけれども、そういうふうな、ああUPZですね。それ、42キロぐらいまで拡大しなきゃ、そうすると、笠間市ずっと全部入っちゃうんですよ。私の住んでいる福原までそっくり入りますから。やはりそれはただ単に、あのシミュレーションというのは一定の基準というか、一定のあれでやっていますから、実際にそういう過酷な事故が起きたときに、どういうふうに、風向き、天候がなるかという問題と離れていますけれども、私はその辺はやっておく必要があると思うんですね。

先ほど、ヨウ素剤の問題については、私からも要望的には言いました。やはり医師会等々と協力して、どういうふうにやるのかと。これは劇薬ですからね。配って飲んで副作用なんていうことになったら大変ですから、その辺は慎重に、あらかじめ検討しておいてもらうべきだというふうに私は思います。

まだ、いろいろありますけれども、その土壌の問題と、やはりそれは真剣にやっていたきたいというのと、全市的な調査ですね、それぜひね、市長どうですか、そういう年1回ぐらいやって基礎データとして押さえておくということは必要だと思うんですよ。もちろん、防災計画等が発動されなければ結構なことで、それには原発をなくさなければなりませんけれども、今すぐというわけにもいかないとしたら、やはりその辺のことも考慮して基礎的データを持つということが必要だと思うんですよ。私はこれは市長の腹一つだと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

いろいろな分野に、放射線、原発の問題等々ございますので、まず、基本的な考え方について、私の方からお答えをさせていただきたいと思えますが、鈴木議員から質問がありました、例えば、原子力の災害の計画書、さらには土壌の対処の仕方、ヨウ素剤の配布、これはちょっとまた違いますが、エコフロンティアの運営、さらには、いわゆる災害廃棄物の受け入れ等々、そういう質問があったわけでございますが、市としましては、今回の災害に伴うこういう原子力関係の対応については、一つには、やっぱり国の基準に基づいてしっかり行っているということでございます。

原子力問題については、特に非常に専門性の高い知識と見識を有するわけでございますので、国の、最近では、原子力規制委員会、こういうものの方針に基づいて、かつ、県の方針に基づいて対応をしているということでございますので、決して基準を上回るような対応の仕方をしていないわけではございません。また、あわせて、市でできる独自の対応というのも当然でございますので、それらについては、今までの調査やいろいろな対応をしてきたということでございます。

その中で、原子力規制委員会等のおくれもありまして、この原子力対策の計画づくりがおくれているというのはご承知のとおりでございます。ただ、これはあくまでも規制委員会のせいにするわけでも何でもございませぬが、こういう専門家の方針を出していただかないと、県も市も動きようがないというのが実態でございまして、さきの知事の記者会見でも、3月までに間に合うのかどうなのか心配しているというようなコメントが出されている状況でございます。

それと、23年の7月から、いわゆる放射線量の空間線量の測定をスタートいたしまして、ことしの7月から週2回を1回にしたわけでございます。これは長期的な測定の中で3割減というような実態がございましたので、私どもとしては、週1回に変更しまして、全協にもご報告させていただいたところでございます。

環境省の基準では、地上1メートルの測定でございますが、笠間市は50センチでもっと下げて測定している中で3割減、0.23毎時マイクロシーベルトを上回る地域がないというような状態の中での週1回の調査にしたわけでございます。これらについては、引き続き行っていきたいというふうに思っております。

土のう袋、これについても、国の方針が明確に定まっておりますし、一定の基準の8,000ベクレル以上のものは、処置する施設もまだ方針が決まらない、茨城県でも1カ所ということではありますが、方針も決まらないような状況でございます。

ヨウ素剤の配布についても、いろいろ先ほど部長答弁にありましたように、非常に課題が多いです。ただ、配布して飲めばいいというものではありませんし、やっぱり小さい子

どもたちに対してどういう形で、いつ、だれが、どのような方法で飲ませるかというのは、これは非常に私は難しい問題だと思います。どのような形でそれを対処するのかというのは、やっぱり国の、県の方針なりを受けて、我々としてはしっかり対応していきたいと思っております。

今後も、いろいろな状況がどう変わるかわかりませんが、冒頭に申したように、国や県の基準に沿って、決して市が独自のものをやらないということではございませんが、その一つの基本方針に沿ってしっかりやっていくということでもあります。

以上です。

議長（柴沼 広君） 鈴木貞夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。なお、11時10分より再開いたします。

午前 11 時 00 分休憩

午前 11 時 11 分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番西山 猛君の発言を許可いたします。

12番（西山 猛君） 12番西山であります。一般質問をさせていただきます。

通告は二つあります。

一つ、総合計画3カ年実施計画について、これを四つに分けてみました。

一つ、本計画の策定について、まずもって趣旨を明確にし、全市民にわかりやすい形で説明、答弁をお願いしたい。

2番目、計画策定のうち、前総合計画との相違点は何か、お伺いいたします。

3番目、主な事務事業について、評価方法を改めてお伺いいたします。

4番目、平成25年度重点施策について、市民と行政が一体となる健康都市かさまの理想の姿とはどういうものか、お伺いいたします。

大きい二つ目が、区長制度の見直しについて。これは雑駁な題でございますが、一つに、予算配分に対する市の考え方についてお伺いいたします。これは既に報告されております。そしてまた、今期定例会の中で、条例の改正ということで、総務委員会ですかね、条例改正の今審議がなされている最中なんですけど、また、その視点とは違った部分で質問させていただきたいと思っております。

これは既に、資料2ということで、前回の全員協議会の中でいただいております。議員全員がいただいております。その資料に基づいて、数字あるいは内容について、これを基準に質問したいと思っておりますので、お答えをいただきたいと、答弁をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

市長公室長（深澤悌二君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

総合計画3カ年実施計画についてでございます。まず、1の本計画の策定趣旨を明確にし、全市民に理解しやすい形で説明をとのことでございますが、このたび策定いたしました平成25年度から平成27年度を計画期間とする3カ年実施計画の趣旨といたしましては、本市の目指すべき将来像である「住みよいまち、訪れてよいまち笠間、みんなで創る文化交流都市」の実現に向けて、基本構想に掲げる六つの政策や、昨年度策定した後期基本計画に掲げる49の施策の内容について、具体的にどのような取り組みを実施していくのかを明確に示し、予算編成や事業実施の指針とすることを趣旨としております。

また、3カ年実施計画の内容としましては、計画に掲載した主な事業につきましては、各施策の目標実現に向けて、計画的かつ効率的に事業を推進するため、約700の事務事業の中から、施策の目標を達成する上で貢献度や有効性、効率性が高い214事業を採択の上、体系的に整理し、示しております。

次に、計画策定のうち、前総合計画との相違点であります。3カ年実施計画の上位に位置する後期基本計画では、市民が将来にわたり安心して暮らし続け、次世代に継承できるまちとするため、健康都市づくり、防災力向上、地域の活性化を重点視点として掲げ、六つの政策分野を横断した総合的な取り組みを実施することとしております。既存事業、新規事業とも、三つの重点視点を強く意識したものとなっております。

また、現在の地方自治体を取り巻く厳しい情勢を柔軟に対応し、限られた財源の範囲内で後期基本計画に定めた各施策の目標を達成していくため、より貢献度や有効性、効率性が高い事業を採択する評価基準を設け、点数評価を実施いたしました。

以上が主な相違点となるものでございます。

次に、主な事務事業について、評価方法であります。六つの評価項目に基づき、点数評価を行い、3カ年実施計画へ登載する主な事業を採択しました。その内容としましては、上位に位置する基本構想や基本計画との整合性、後期基本計画に掲げた三つの重点視点、社会経済情勢の変化や、複雑多様化する市民ニーズに対応する必要性や緊急性、行政評価、事務事業評価結果の反映、49施策の目標達成に向けた貢献度、事業を所管する部の優先度の項目でございます。

なお、その結果としまして、施策を構成する重要な事務事業で、重点的、優先的に予算配分するものを主な事業として214の事業を本計画書へ掲載しております。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 12番西山議員の平成25年度重点施策について、市民と行政が一体となる健康都市かさまの理想の形、姿とは何かとのご質問にお答えをいたします。

健康都市かさまの考え方は、すべての市民が生涯にわたって健やかに暮らしていくことを目指すものであります。そのため、笠間市では、健康都市の一つ目の柱としている人の

健康づくりについて、健康づくり計画に基づき、健康都市づくり市民運動を促進するため、継続的な健康都市講座の開催や、さまざまな市民活動に対しての健康づくり市民運動に関する情報提供、市民運動や活動相互の交流を促進してまいります。

そして、個人の健康づくりについては、健康習慣づくり、運動、休養、心の健康、喫煙、飲酒、歯の健康、乳幼児の健康という七つのテーマと、安心できる医療の確保、食育などの推進について、市民や地域の行動指針と行政施策の方向性を示し、推進をしているところでございます。

また、もう一つの柱としての生活を支える環境づくりについては、総合計画の中で、教育、福祉、自治・協働、産業、生活環境、防災、防犯、都市基盤、芸術、文化など、さまざまな分野の活動を推進するとともに、それらの連携による相乗効果を得る仕組みを構築し、市民と行政が一体となって安心と安全が確立された健康な都市づくりを進めることとしております。

以上であります。

議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

現在の区長制度でございますが、市では、行政事務を円滑に推進し、効率的な行政運営を図るため区長制度を設けており、予算の配分についての市の考え方とのご質問ですが、まず、320ある行政区の区長に対しまして報酬をお支払いしております。その算出基準について、今回、条例の改正をお願いしておりますところでございますが、基本額3万円を2万5,000円に、世帯割の800円を1,000円にするものです。

考え方としては、区全体のうち、約8割の区が30世帯から200世帯で構成されている状況から世帯数を考慮し、非常勤特別職としての地位、責務の役職的対価としての基本額は、世帯数の少ない区における1世帯当たりの区長報酬を抑制しつつ、特別職としての均等的な報酬を考慮できる額とし、地域住民と行政との橋渡しの役割を担う業務量への職務対価としての世帯数を勘案した世帯割額は、世帯数が多い区ほど1世帯当たりの区長報酬額が安価な現状を改善するとともに、県内で区長制度を採用している35自治体の状況を考慮したものです。

今回の改正により、全体の行政区の平均世帯が73世帯ですので、その世帯数で計算しますと、現行制度では8万8,400円が改正後は9万8,000円となり、9,600円の増額になります。

なお、市全体の区長報酬としては、約3,100万円が必要となり、現行と比べまして年300万円ほど増額になります。

また、区長報酬とは別に、各行政区に事務連絡交付金として1世帯当たり1,000円を交付しており、市全体では約2,300万円を予算化しております。

議長（柴沼 広君） 西山 猛君。

12番(西山 猛君) 再質問に入る前に、これ、きょうの茨城新聞、皆さん見たと思うんですけども、1カ月ですね、前月比、茨城県では545人ふえているんですね。市町村の部分でいきますと、笠間市はマイナス40、1カ月40人減少してしまったということなんです。

実は、お隣で、水戸市は158人ふえているんです。こんな少子化なのにどうしてこういう現象なのかなと思うのは、私は、単純にやっぱり社会動態、つまり働く場があったり、あるいは住環境が整っていたり、そういうことで、ややもすると、この地域の若者が、近い、今は合併していますから、内原地区も水戸になりますけれどもね、そういう流れているんじゃないかなという、そういう心配があるんです。それはもちろん住民台帳なんかを見ればすぐわかることなんでしょうけれども、移転の方はわかることなんでしょうけれども、そんなふう置きかえたときに、お隣水戸市がこういう状況なんだから、この笠間というのは非常に地の利や交通アクセス、非常に条件が整っているところなので、私はせめて横ばいぐらいになるように考えていただければな。比較的、笠間の市長さんは、幸いにして若いですから、私が言うのもおかしいですけども、全体的なあれからいきますと、首長さんからいきますと若い首長さんですから、いろいろなアイデアを出して、そしてまた、国から産業経済部長も迎え入れて、市長が頭を下げたということですけども、そういう中でどんどん活性化をしていってもらいたいというのが、率直に、お隣水戸市だから、それより、もしか、ややもすると私は地元の欲目というのがあるんでしょうけれども、笠間、住んでよかったという、住みよいまち笠間ということを考えますと、何とかそういうものを、少なくとも、そういうところに歯どめがかからないかなと思っております。

そういうことを考えますと、率直に、この3カ年計画というのがありますが、質問に戻りますが、3カ年実施計画というのが、25年から27年度ということですから、年明け4月1日からという計画になりますが、これは一年一年の部分を2年足して3カ年ということではずれているわけですね。ですから、前は24年から26年の3カ年計画でいいんだと思うんですが、そういうことになると思うんですね。

当然そこには事情も変わっております。一番変わったのは、当然、執行部の皆さんわかるとおり、もちろん議員の皆さんわかるとおり、東日本大震災という大きな災害、ここも被災地でございます。そういう中で、この計画が、質問の中で、前年度と違った部分ということで質問をしているんですが、大きくシフトがえをしなくちゃならない部分などをもう一度質問したいと思えます。

そしてまた、これは主に一覧になって見やすい表になっているんですが、重点施策が健康づくりということで、健康都市かさまということで、何だかんだ関連するんですね、あらゆるものに、大きく三つの柱になっておりますね。ここに予算または関係する目標指数というようなこと、こうあるんですが、全体的に見ますと横ばいに出しているんですね。

例えば、健康の部分でいきますと、わかりやすいのがいいですかね、先ほど市民の協働

なんていう答弁が入っていましたが、協働という、これは今区長制度なんかでもリンクしてくるものなので、これをちょっと取り上げてみますと、協働のまちづくり推進事業ということで、25年度、26年度、27年度ということで予算化されています、これ横ばいなんです。目標指数も横ばいなんです。

一方で、地域ポイント制度というのは、協働のまちづくり推進体制の強化による地域の活性化ということで大変大事なことなのかなと思うんですが、これを見る限り、単純に、25年度、26年度、27年度と下がってくるんですね。26、27、一緒ですけどね。目標指数がこれも横ばいなんです、むしろ健康ということを考えますと、健康都市づくりと考えますと、高齢化間違いのないわけですから、高齢化に対していろいろな福祉的な費用が普通はふえるんですね、ふえるんですけども、健康づくりをするがためにそちらは横ばい、あるいは高齢社会なんだけれども健康な筈間なんだと、だから医療費も下がっていくんだと、こんなふうになって、その分逆に、地域に何か提案をして健康づくりのためにこんなことやってくれよというような予算がアップしてくる、こんなふう置きかえるのが理想の形なのかなと思うんですね。

その点、これ全体的に見ますと、横ばい部分、あるいは減らさなくちゃならない部分なのかなと思っているんですね。それはこの25年度の予算編成方針についてという中にきちり入っていますね、いろいろな部分で扶助費なんか減らせよと、こうなっていますね。義務的経費の部分で減らせよと、こうなっていますよね。そうすると、どこにお金を使って、どこでその成果を見せるのか。健康都市というんだから、いろいろなところに、例えば、健康のためにこんなことを地域でやってもらう、あるいはこんなふうに市が主催してやりますよ。それによって医療費の抑制になったり、医療費が抑えられるんですね、介護の費用もなくなってくるんですね。そういうふうになら、むしろ、こっちにこんなふうを使うんだけれども、その成果はここでこういうふうに出てくるんだと、それが仮にこの3カ年の中で、こんなふうな計画なんですよというのが、一番私は理想であろうと思っているんですね。これ健康づくりで見ると、みんな健康づくりという項目になってくるんですよ、いろいろな部分で。でも、これ横ばいの部分が非常に多いので、ひとり暮らしの部分なんかもそうですけれども、これひとり暮らしのこういう事業がなくなったんだと。例えば、包括的支援事業、これもこんなふうに抑えられるんだよとかというのが見えてこないんですね。三世代ふれあい事業、こんなのが逆にふえて、地域の活性化というの、こういうのが逆にふえて、ふえるんだけれども、こっちでこんなに下がるんだよというのが多分正直な、やっぱり実施計画になるのかなと。ここ、大きく使いますよと、ここは使いますよと。それは健康のためだと、地域のためなんだと、だからこんなふうにしてこの結果がここに出るんですよというのが求められるところなのかなと思うんですね。

これ、横ばいというのは、単純に横ばいですけども、果たしてどうなんでしょう。今現在、団塊の世代の皆さんが後期高齢者になってくると、社会がどんなふうになるだろう

うと、いろいろな角度から専門家が分析しているみたいですが、そういうことを考えますと、単純に横ばいにして3カ年というのをつくっていったらどうなのかなというのが、私率直な意見なんですよ。

ですから、そこをもう一つ、震災の関係がありました。何らかの3カ年計画の部分で、もちろん健康というのは柱にして結構ですよ。それから、その部分に何かシフトがえしなくちゃいけない、ここを急遽やらなくちゃいけないんだという部分で、この予算編成の方針については、これは総務部長が各部長級に出しているものですよ、これを見ますと、特に先ほど言ったように扶助費なんですよ。それから、復旧復興の予算、これがかなり見込まれるということで、ほかを削るようになんとか頑張れよということだと思んですが、その中でも、健康都市かさまの推進ということは重要施策になっていますから、市民と行政が一体となったということで、健康都市かさまということになっております。これについては、今これから質問しますが、重要な区長制度のほうに切りかえて質問したいと思うんですよ。その点だけ、もう一度、なぜ横ばいなのかと、お金使うところあるじゃないか、それから震災ではどうだったのか、その辺、大ざっぱに三つ、3ポイントというんですか、ちょっと質問させていただきます。

それで、区長報酬の改定についてということでありまして、今期定例会で改正になります。単純に200円、戸数別でいきますと、戸数割でいきますと200円。基準の3万円が2万5,000円だから差額5,000円、つまり25世帯の区は、25世帯の区は変わらないということですよ。よろしいですか、認識は。これだれでしたっけ、総務部長でしたっけ。それでよろしいですかね。

さて、そこで質問します。これ23年11月に、去年の11月ですね。23年11月に、笠間市行政区制度の適正な運営方針についての検討報告書というのをいただいているんですね。これ諮問機関、検討委員会でいいのかな、いただいているんですね、そうですね、笠間市行政区検討委員会から答申がなされています。去年の11月なんですね。その中で、今現在、4世帯が一番最小、そして486世帯が最大、平均というのが、平均というか8割を占めるのが30から200なんだと、ここでも約7倍ぐらい違うんですけれども、この部分について、適正な区長制度のあり方ということで、適正戸数というものをたたき台出していますよね、その後。30でしたっけ、30から200でしたっけ、たしかね。むしろ30というのは難しいかもしれない、地域的に。旧笠間地区なんかを見ますと非常に難しい地域があるかもしれません。逆に、486、極端な話です、これを200を上限に二つに分けること可能ですよね。そういうことを市行政が何をやったのかと私聞きたいんです。こっちは多過ぎるよ、こっちは少な過ぎるよ、これじゃだめだよ、基準はこれだよって出したんでしょう、検討委員会に出してもらったんでしょう、それに対して市行政がどんなふうに入力して、どんな努力をして、そして、今こんなふうに変更したいんだということで、少なくとも、小さい所は少なくなる、つまり25軒がフラットですから、24軒以下は200円ずつ減っていくという単

純なことですよね。

そういうことに対して、現況のまま、こういうふうな改定をすることということは、少なくとも、この486世帯というところは9万7,200円アップするんですね。50万円からの区長報酬という形の区に対する助成金が出るんですね。そうすると、例えば4世帯のところ、ここについては3万1,000円しかないから、1,000円の4,000円ですね、1,000円掛ける4ですね、それから5,000円引かれちゃうんですね、割合としては大変な部分だよなと思うんですね。むしろ、それをやったことで一体何があるんですか。弱いところいじめて、小さいところをいじめて、早く合併しないと大変だよといったら、国がいつている地方の市町村合併と一緒にしちゃうじゃないですか、その方式は。ですから、この1年間の間の中で何をやったんですか。それで、努力して、努力して、努力したんだけど、こんなふうにするしかないんだということなのか、その辺のところの説明を、答弁をいただきたいと思えます。

この3カ年実施計画の中のいろいろな項目、細目ありますが、これはほとんどあれですよ、区長制度が関係する地域と行政の関係するもの、あるいはその地域に住む、例えばひとり暮らしの方もそうだし、例えば、障害を持った方もそうだし、いろいろなことが地域でなされなくちゃならないという住民自治、住民自治をたたき台にした、私は健康づくりであり、地域づくりでないかなと思うんですね。だとすれば、最大の、市が考えなければならぬ制度というのは、この計画を見ても一目瞭然ですが、やはり区長制度の強化だと思うんですよ。強化するために、検討委員会等で一定の数字にしなければいけないだろう、戸数にしなければいけないだろうということで促していきながらも、結果として、多分、これからの答弁、総務部長が何て言うかわかりませんが、何もできないまま、手つかずのまま、この報酬の改定だけということになりはしないかと思うんですね。そうすると、じゃあそういう人たち置き去りなのかと、小さい区は置き去りなのかというふうになりますと、私は特例があったっていいじゃないかと思うんですよ。

そこに、一覧表もらいましたよね、県内の、19番目に常陸太田市がありますね。最低保障が12万円、これはあくまでも73世帯でしたっけ、平均をとって73世帯を基準に出している内容だと思いますね。それで、笠間市が、今回は改定後は、今度は26番目になるのかな、9万8,000円ということになるんですね。そうすると、常陸太田市の事情というのは私はもちろんここではわかりませんが、これを資料として提供した総務部長ですか、総務部は、当然そこはどういう意味なんだろうと、これ何で最低保障が12万円になっているんだろうと、支給上限が30万円なんだろうというところを私は比較対象にさせていただきたい。

常陸太田市とはまた事情も違うでしょうけれども、その部分を笠間に置きかえて考えたときに、いろいろな方法があるじゃないですか。私は、地域をつぶすような、そういう改定について異議を唱える一人であります。

現行でいいじゃないですか。そのかわり、こうしてくれよ。例えば、来年度からこうし

てほしい、再来年度はこうしてほしいというような、一つの提案、宿題を出して、その中で地域性があったり、地の利が悪かったり、いろいろな事情があったりするところを、さあどうするかというのが、皆さんが頭脳をフル回転させて机の上で考えればいいんじゃないですか。そして、議会と、あるいは検討委員会とそういうところに諮問すればいいんじゃないですか。私は一番それが民主主義の姿だと思っていますよ。

その点、再質問します。区長制度の部分、単純に、一方で上がったからいいんだと、でも、じゃあ25世帯未満のところはどうなんだということを含めて再質問します。そして、どんなふうに区長制度を改正しようかとして、30世帯以上にしよう、あるいは50世帯近くにしようかということについて努力したのか、または400からある大きいところを、じゃあ半分にすべきだろうとかという、そういう動きは何をしたのか、お聞きいたします。

議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

市長公室長（深澤悌二君） 西山議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

震災以降、大きく変わった点ということでございますが、ちょうど総合計画、後期計画を策定時に震災になりまして、その間に、総合計画の策定の内容の中で重点化を図る視点の一つとして、防災力向上というものを掲げ、災害に強いまちの実現を目指しておるところでございます。

この具体化を図る上で、3カ年実施計画においても、災害に強い都市環境の整備など28事業を実施する計画でございます。防災力向上に関しての目玉事業といたしましては、一つ目としては、自主防災組織の育成事業、それから施設の改修事業、これは耐震化の促進等でございますね。それから、三つ目としては、防災対策事業ということで、防災計画に基づいた災害に強いまちづくりを進めるというようなことで配慮をしているところでございます。

実施計画の昨年度との違いでございますけれども、一つ目としては、先ほど申し上げましたけれども、政策分野を横断した重点視点、健康都市づくり、防災力向上、地域の活性化を意識した計画としております。

それから、二つ目としましては、施策目標を達成する上で、優先的に取り組むための明確な評価基準を設けまして、点数評価をして評価をしております。

三つ目といたしましては、健康都市を掲げたということで、健康都市かさまの推進ということを掲げております。

先ほど、議員の方から申された、この計画表については、毎年度繰り返しというような表現ではなくて、重点的なところに配分をして、そういうメリ張りのある計画にすべきではないかということをご指摘のとおりかと思っております。これにつきましては、将来的には、行政評価の施策評価というものがございまして、そういう中でも、その施策の中でこの事業がいいかどうかという判断もしていきたいというふうに考えておりまして、将来的には、3カ年実施計画もそのようなことでメリ張りをつけていく計画としていきたいと

思います。

この数字が、今横ばいではないかというようなことでございますけれども、現実的には財政は相当厳しいものがありまして、今現在は、合併後の特例的なもので交付税等についても特別に措置されておりますけれども、将来的には、これの合併の特例期間が終わりまして、相当歳入の減ということになってきます。すべての事業で現状を維持していくということは、これはもう困難なことであるというようなことございまして、これで、この3カ年実施計画の精度ですね、評価を高めまして、その事業の選択をしながらこれから進めていかなくちならないということがございます。そういう面でありまして、中には、事務事業の中で単年度繰り返しと、横ばいではないかというような見方もご指摘のとおりなんですけれども、そのようなことになっているということをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

12番(西山 猛君) これ、高齢者と福祉とあれが逆になるんじゃないの。

議長(柴沼 広君) 総務部長阿久津英治君。

総務部長(阿久津英治君) 西山議員の再度の質問にお答えいたします。

まず、区長報酬の見直しで、小規模の行政区が減額になるという部分でございますが、今回の改正では、25世帯以下の行政区への区長報酬が減額となっております。その理由といたしましては、区長の報酬としての世帯数が大きくなればなるほど、その区域のまとめ役としての負担は大きくなることが予想され、報酬総額の中の世帯割の比重を重くするには増額することが望ましいと判断しましたけれども、全般的な方向性としては、抑制できる部分については実施する必要があると判断して、基本額を5,000円減額した結果、現在より下がるということになりました。世帯数の少ない区のことを軽視しているというわけではなくて、算定方法の検討の中でそういうふうになったわけでございます。このことは適正な規模としての行政区の世帯数を30から200世帯ではないかとの考えを区長会からも示していただきましたので、その部分の報酬については増額としたわけでございます。今回、合併後初めて見直しを行いました。今後、区長の役割の重要性を検討に、現状を把握しながら定期的に見直しを行ってまいりたいと考えております。

そういった中で、先ほど、常陸太田市で最低保障が12万円、支給上限額は30万円というお話がありましたけれども、それぞれ区長制度、市町村によって違いまして、常陸太田としては、こういった額を設定したんだと思いますが、そういった部分についても内容等は調査していきたいと考えております。

あと、市として、世帯数が少数の区の統合を実施しないのかというような部分でございますが、現在、小規模行政区の統合につきましては、区長会の皆様と協議を進めながら該当する区長さんに相談をかけているところですが、行政区の適正規模を進める上で十分に留意して推進しなくてはならない部分があります。まず、前の質問で議員さんもおっしゃっていましたが、当該地区の区長さんの協力をいただきまして、長年の歴史や地域

的特性等がさまざまある地域の実情を踏まえながら、地域住民の理解を得ながら、適正規模への統合を進めてまいりたいと考えております。単に区の規模を合理的見地からのみ判断するだけで統合を進めるべきではないと認識しております。

なお、現在、区長さん方のご協力をいただきまして、笠間地区におきまして、来年4月より、2地区の区の統合が申請されているところでございます。今後も区長会と連携をとり、できるだけ多くの区が適正規模の行政区になるように進めてまいりたいと考えております。

12番(西山 猛君) これ室長、抜けているの、答弁。

議長(柴沼 広君) 健康の部分。

12番(西山 猛君) 下げる部分、上がる部分というのがあって当たり前じゃないか。

議長(柴沼 広君) 予算の横ばいの中で。

市長公室長深澤悌二君。

市長公室長(深澤悌二君) 先ほどの答弁がちょっとわかりづらかったかなと思いますけれども。この3カ年実施計画は、それぞれの個別の事業を評価いたしまして、それを積み上げて、必要なものを積み上げた結果でございまして、先ほど議員がご指摘のように、めり張りをつけるべき計画とはなっていないのかなと思っております。

そういう中で、今後とも、先ほど申し上げましたように、施策評価等を行った中で、そういうものとリンクしたような、そういう計画にしていく必要があるのかなと。これは毎年ローリングをしておりますので、25年度からこの計画を進めますけれども、また、25年度に26年度からの計画を策定いたします。その時点で、新たな新規事業、取り組むべき事業等があればそれを盛り込んでいくということで、そういう中で、事業を廃止するものは出てきますし、それから追加するものも出てくるということになっておりますので、そういう中で、今後とも配慮していきたいと考えております。

以上です。

議長(柴沼 広君) 西山 猛君。

12番(西山 猛君) わかりました。公室長のお話、理解しました。十分検討して進めていただければ幸いです。

一方で、総務部長の答弁の中に、常陸太田市のことは全然わからないで、これから調べてみようかなという話なんですけれども、ここにこういうことなんですよとデータを出すんだから、これはこのデータについての根拠は何だといったときに説明責任があるんですよ、総務部長、いかがですか。何でここだけ、常陸太田、ちょっとあれだね、変わっているね、最低保障は12万円、支給上限額は30万円になっているけれども、一体どういうことなのという部分について、そうみたいですね、何か常陸太田は常陸太田のやり方があるんじゃないですか、これが総務部長の答弁ですか、そうじゃないでしょう。なぜデータをとったんだ。今回、支給額を、その平均を見て、73世帯なら73世帯を平均として、それで、

全体の中で笠間市はこの辺にあるんだと、だから、今回は上げてもこんなもんなんだと。しかし、全体の事業を見たときに、そういう形の中で予算配分をしたいんだと、そのために議会に諮って改定をしたいんだということだと思っんですよ。だとすれば、全体を見ていなくちゃおかしいですね、全体を見ているから各団体報酬額ということで、世帯数73で試算ということで一覧になっているわけです。すると、議員は見てわかるわけです、あんなほどと。なんだ、笠間、低かったんじゃないかと、じゃあ、ここ出すべきだと、これはいいことだということで、提案したことに対して、多分ですよ、反対者もなくこういう改定ができるのかなと思っんですよ。

しかし、説明責任というのはあると思っんですよ、部長。どうしてなんですか、常陸太田市というところ。実際、どういうことなんですかといったときに、ここに特例になっているんだか、特別なシステムにしちゃっているんだかわかりませんが、このことについて、じゃあ最低保障が12なんだ、じゃあ、ここでいったら、4世帯のところも12万円なのかということでしょう。そうすると、そのときに、そういう場合どうなんだろうと、じゃあ置きかえたときに、幾ら違うんだっけな、12万200円というのが常陸太田の報酬額なんですね、それで今回改定して、改定後9万8,000円ですから、常陸太田がやや高いんですね、高いんですけども、それも、笠間で置きかえたときに、その12万円というのどうやってそれを納得させているんだらうといったときに、いや、うちの方は実はもともと小さい区があったんだけど、こんなふうな方式でそこを12万円を下限にしたんだとか、そういうことは私は聞きたいんです。すると、なるほどと、そうすると、実際は小さい、4世帯というのがあるといっていますけど、4世帯の部分は、じゃあ、こんなふうに底上げすることができるんだと。こんなふうに別な方法でできるんだということがわかって、なるほどというふうになると思っんですね。

よそはよそだっというのなら、こんなことは出さないでください。今の答弁の中で、よそはよそだっというんじゃない出さないでくださいよ。笠間市の行政区があって、その区長制度に基づく地域というのは大変重要なんだ、私は思っているんですよ。それがすべての地域づくり、笠間づくりに私は反映されると思っているんですよ。もちろん、健康やコミュニティーやいろいろな部分を含めて、それこそ少子化も含めて、子育て含めて、すべて地域なんですよ。そんなふうに置きかえたときに、ここの部分の答弁もできないようじゃ私は納得しないですよ。だから、そこをもう一回よく理解をしていただきたい。わからなければ、後日でも結構ですから、きちっと今会議中に皆さんの前で、これ実はこれはこういうわけなんだということ調査してくださいよ、ここについては説明してください。

先ほども質問しましたけれども、400余の世帯があるので、それを2で割るといような、そんな努力、どうだったんですかという話もしました。どうも、小さいところの話、小さい世帯の話で、歴史的見地や習慣や風習、文化別々なんで、なかなか合理的な部分だけではだめなんだというのは、いいですか、ここは大事ですからいいですか、検討委員会をや

る前からわかっているんですよ、そんなことは。違います。私はそう思うんですよ。歴史的見地、地域の習慣があるんだ、文化も違うんだ、こことここをあわせるの難しい、そんなもの最初からわかっているんじゃないですか、わかっているんだけど、合理化じゃなくて、地域の基盤の強化、住民自治の強化、そのためにこんなふうにしてもらいたいだという、これからの高齢化社会、少子化対策にどうするんだということも含めて、私は行政が旗を振るべきだと思っているんですよ。全く何も解決ならないじゃないですか。ぐるっと回ってもとに戻っているんですよ。文化も歴史も習慣も風習もない、そんな地域あるんですか、私は考えられないですね。あると思う全部、それぞれに。神社をしゅもりしているところもあります。どうですか。そう考えたときに、それはなかなか難しいですよ。難しいけれども、そんなことを理由にして、今この案件を説明しよう、それはちょっと無理がありますよ、私はそう思うんです。報酬は、報酬という名目でしようけれども、報酬なんだろうけれども、いろいろな名目、細目はあると思いますが、地域のために区長制度をフルに活用して、これからもっと強い地域、そして発展する笠間市をつくっていただきたい、そう思います。

私は、行政の最大のテーマ、お仕事は「不」を取り除くことだと思っています。不便を便利、不満を満足、不安を安心にすること。私はその「不」を取り除くことをぜひとも行政の担い手の皆さんにお願いしたい。部長、最後、答弁ください。公室長のあれはわかりましたので、答弁は理解しましたので、部長、答弁ください。終わります。

○総務部長（阿久津英治君） 西山議員の再度の質問にお答えいたします。

やはり、地域の強化については、行政区の規模も一定限度の大きさが、強い地域、コミュニティという意味では必要かと思います。各行政区の成り立ちについては、歴史的なもの、地形的なもの、その後の経済状況的なもの、いろいろありますけれども、その部分について、単に合理的なものを求める上で、行政の方で一定の基準に基づいて強引に進めるということはやはり無理があると思います。

12番（西山 猛君） 言っているだろう、だから、そしたら違うだろうとっている。最初の話だ。

総務部長（阿久津英治君） 長年の歴史とか、そういった部分を踏まえまして、地域の住民の理解を得ながら、なおかつ地域の区長さん方と相談しながら進めてまいりたいと思います。

12番（西山 猛君） じゃあ、何で検討委員会つくったんだって言うんでしょう。何で検討委員会で検討したんだ、そんな歴史も何も全部わかっているんじゃない、最初から。それを説明してくれって。

議長、整理。議事整理権、議長。

議長（柴沼 広君） 今考えていますから、少し時間ください。市長、できる。検討委員会の意義、市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをしたいと思います。

区長制度については、合併前の3市町それぞれ違いがございました。もちろん、その区長に対する考え方、地域での役割、報酬、さらにはその区の規模等々ございまして、そういうものの中で運営をしてきましたけれども、合併後5年、6年たった中で、そういう区長制度のいろいろな課題を見直して、地域住民に一定の区長制度をさらに認識し、区の役割というのを我々も行政と連携の中で必要だという判断のもとで、この検討委員会を立ち上げさせて議論をしていただいたわけでございます。

この中では、二つ大きな要点になったのは、先ほど来ありますように、区の規模といわゆる報酬制度の問題でございます。それらについては、今答弁にあったようなことでございます。今後、部長からもありましたように、今回の検討委員会ですべて改善するわけではございませんので、定期的な見直しを含めて区長会と相談しながらやっていきたいと思っております。

ただ、今後の行政サービスの中で、区の役割というのは、今もそうですが、いろいろな面で広まっていくのではないかなと思います。そういう行政との連携の中で、やっぱり区も一定の形、戸数があつたほうが、より行政と連携をしやすいという部分もあるのではないかなと思っております。歴史的な背景、そういうのがあるのは当然でございますので、そういうことを乗り越えて区の一定の規模になるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

12番（西山 猛君） 部長の答弁、先ほどの答弁、合理化だけを追いかけてって無理なんだということ、つまり、私の質問に対して否定しているの。今、市長はそれを乗り越えてやろうとっているの、やろうというの。いいですか部長、カンペ見て、あんた、見たことべらべらしゃべったこと、あんたの責任でやればいいんですよ。責任で言わないからですよ。最後には、市長にもってもらおうと思っているから。理屈が合わないでしょう、言っていること。合理化とかなんか持ち出したらすべてだめじゃないですか。じゃあ、市町村合併もなくなっちゃうよ、みんな。みんな我慢してやっているんだっていうの。今の答弁、間違いだって、取り消してちょうだい、取り消してって。

議長（柴沼 広君） どっちを。

12番（西山 猛君） 市長が全く真逆の答弁をしているんだから、取り消してくれ。

議長（柴沼 広君） 西山 猛君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、1時より再開いたします。

午後零時05分休憩

午後1時00分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、総務部長より発言を求められておりますので、それを許可いたします。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 午前中の西山議員の質問の中で、常陸太田市が、最低保障は12万円、支給上限額は30万円ということでございましたけれども、常陸太田市の状況については、市内で124区があり、最小の区は23世帯であり、最大で800世帯の状況でございます。

区長さんとの協議の中で、最低保障と支給上限を定めたということで、参考ですけれども、最低保障に該当する区は27区あり、上限に該当する区は12区だそうでございます。

以上、ご報告します。

12番（西山 猛君） それだけか、取り消さないの。取り消せといった。

議長（柴沼 広君） 一般質問でありますので、質問者の方から後日に取り消してもらいたいということであれば、それをやってください。

次に、8番野口 圓君の発言を許可いたします。

8番（野口 圓君） 8番野口 圓でございます。

今回は、いじめの問題を取り上げました。

いじめによる痛ましい自殺が続いております。教育の現場にいらっしゃる皆さんも同じく心を痛めていると思います。非常に根の深い問題ですので、質問事項のすべてを事前通告で書くことができませんでした。しかし、ほとんどすべてがいじめの実態を探すうちに出てきた疑問ですので、お答えをいただきたいというふうに思います。

では、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

1、ことし4月から9月の全国で行われた小中学校のいじめアンケート調査で、全国的には、去年の調査より2倍の件数が報告されておりますが、茨城県では大幅に減少しております。この理由をどう考えていらっしゃいますか。

2番、文部科学省の方向性では、いじめの報告が少ない学校がよい学校なのではなく、小さいいじめをいかに発見して、それを解消することに重点が置かれているように思われますが、それに逆行しているのではないのでしょうか。

3点目、そのアンケートの内容は、全国一律同文のアンケートであったのでしょうか。

4点目、アンケートによって、いじめが存在する、もしくは推測される、しないの判断の基準は示されていたのでしょうか。

5番、アンケートの内容を開示していただきたいが、いかがでしょうか。

6番、現在、問題になっているいじめは、私の知っている過去のいじめと大分内容を異にしております。だが、教育長は、いじめの実態について、形態について、どのようにとらえておられるか、できるだけ詳細にお伺いしたい。

7点目、いじめの実態把握について、教員間で共通認識となっているか、お伺いしたい。

8点目、いじめの存在を確認した場合、担任の教員に任せるのではなく、学校を挙げて

取り組んでいるのか、お伺いしたい。

9点目、一時、校内暴力が多発し、授業が成立しない状態があったが、この校内暴力と現在のいじめはどのように関係しているとお考えでしょうか。

10点目、子どもたちの自由な遊び空間が失われて久しいですが、今の子どもたちには、学校と家庭しか生きる場がありません。このことといじめの関係はどうなっているでしょうか。

11点目、これからの教育は、型にはめ、均質な子どもをつくることではなく、異質な考えや独創的な考えを認め、個性あふれる人が求められていると思いますが、どのように実現しようとお考えになっているでしょうか。

12点目、いじめが発生する原因について、教育長はどのようにお考えになっているでしょうか。

13点目、いじめは、いじめる方が100%悪いということを生徒に伝えているでしょうか。また、生徒たちがそのような認識に至っていると思われませんか。

14点目、いじめによって多くの子どもたちが自殺しました。自殺にまで追い込まれていくその経過をどのように認識しておられますか。

15点目、いじめによる自殺は、北は北海道、南は九州、沖縄まで、都会でも山間部でも発生しております。これをどのようにお考えでしょうか。

16点目、いじめに遭っても自殺する子どもとしない子どもがおります。その原因は何だとお考えでしょうか。

17点目、たとえいじめに遭っても、子どもが自殺をしないようにするには、どのような対策をお考えになっておられますか。

18点目、いじめを根絶することは可能でしょうか。また、それは何をもってすれば可能となるか、お考えをお伺いしたい。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 8番野口議員のご質問にお答えいたします。

質問が多岐にわたっておりますので、本当に失礼なんですけど、質問用紙の番号を付してお答えさせていただきます。

初めに、1番と2番、一緒にお答えさせていただきます。いじめの認知件数でございますけれども、国は、実は、毎年、児童生徒の問題行動等生徒指導の諸問題調査を実施してございます。その中で、いじめの認知件数の調査をしているんですが、この調査の中での茨城県のいじめの認知件数は、例えば、平成21年度が2,284件、平成22年度が2,669件、平成23年度は2,277件となっております。

この調査をするに当たって、本県では、以前からいじめの認知件数が多いということは、

いじめの未然防止には重要であり、いじめを見逃さないよう、しっかり子どもたちと向き合って調査をすることとしておりますので、これらの認知件数は全国でも高い数字になっておりました。今年度は、大津市の中学生自殺事故を受けて、国は緊急に4月から9月までのいじめの認知調査を全都道府県を対象に実施いたしました。この調査で、茨城県の認知件数は2,234件となっています。この調査で、全国的に認知件数が多くなったのは、これまで少なかった都道府県が詳しく調査をするようにしたからだと考えます。この調査は、年度中途のものであり、年間を通しますと、本県でも認知件数は、昨年度を上回ると予想しております。

続きまして、3番目の項目です。アンケートの項目ですけれども、これは全国同じ内容のアンケートとなっております。

4番目、いじめについての判断基準ですけれども、本市でも示してございますが、この調査は国の示した調査項目に基づいて実施してございます。

5番、このアンケートを開示できるかということですが、すべて開示できます。

6、国は、いじめを、当該児童生徒が一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じている者というふうに定義づけております。さらに、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場になって行うものとしてございます。

そして、いじめの把握については次のような観点で行っております。この観点が、先生がおっしゃる形態という形になるかと思いますが、一つは、冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる。二つ目として、仲間外れ、集団による無視をされる。三番目、軽くぶつかられたり、遊ぶふりしてたたかれたり、けられたりする。4番目、ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりする。5番目、金品をたかられる。6番目、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。7番目、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりすることなどです。新しいいじめの形態としましては、パソコンや携帯電話の普及から、8番目に、こういうことが挙げられております。パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされるという観点も追加されてございます。このネットいじめは、発見しにくいことが多く、子どもたちへの影響も多いことから、学校では、携帯やネットの安全な利用について、専門家を交えながら児童生徒へ指導しています。また、講演会等を実施し、保護者へも意識してもらえるよう取り組んでいるところでございます。

7番、8番は、一緒に答えさせていただきます。学校でのいじめの実態把握についてでございますが、笠間市の各学校では、教育委員会で作成したチェックリスト（これはいじめの早期発見のためのチェックポイントというふうに名前をつけておりますが）を使うこととしており、全職員で共通理解のもとに取り組んでおります。このチェックリストを活用することにより、担任1人の目ではなく、児童生徒にかかわる多くの先生方の目で

詳細に見るようにしています。そして、いじめが認知された場合の対応は、担任の教師だけに任せるのではなく、校長のリーダーシップのもとに、学校全体でいじめ解消に取り組むことにしてございます。

9番目です。特定の児童生徒に対する暴力や金銭強要などはいじめであると考えます。しかし、基本的に暴力や金銭強要は犯罪であり、いじめとは異なった対応も必要であると考えます。学校内に暴力行為を行う児童生徒がいた場合、その学級集団での生活を嫌う児童生徒も出てきますので、暴力行為などには毅然とした態度で対応を行うようにしてございます。

10番の子どもたちの環境といじめの問題ということですが、学校を卒業し、子どもたちは、社会へ出て仕事に従事し、社会人としての生活を始めます。そのためには、人と上手にかかわれる能力の育成が欠かせません。子どもたちは、さまざまな集団の中で遊び、活動します。そこではさまざまなトラブルが生じます。それを自分なりに解決する中で、人とのかかわり方や対応の仕方などを学びます。

現在は、少子化、核家族化、地域での安全な遊び場の減少、そして、テレビゲームなど、1人で楽しめる遊びの登場など、子どもたちを取り巻く環境が変化しています。人間関係の希薄さや、子ども間のトラブルに必要以上に周囲の大人がかかわってしまうことから、さまざまなトラブルや困難を自分で乗り越えるような、乗り越えられるような経験やコミュニケーション能力が不足してきていると考えております。

11番、個性ある人をどう育てていくかということですが、笠間市では、一人一人の持ち前を伸ばすことを教育目標に掲げています。この教育目標の実現に向けて、例えば、学習指導では、子に応じた指導の充実を図るため、市独自に教員を配置し、一人一人の状況に応じて子を伸ばす指導ができるよう複数教員による授業などに取り組んでおります。また、学校活動や係活動では、子どもたちが意見を出し合い、それぞれの考えのよさを生かして全員が活動できるような取り組みを工夫しています。

次、12番目、いじめが発生する原因をどう考えるかということですが、これは本当に難しい問題だと思っています。いじめは日本だけでなく、どこの国でも発生しています。歴史的に見ましても、いつの時代にもいじめがあり、物語や芝居にもなっています。人は一人では生きていけません。集団で生活している中で、議員がおっしゃるように、異質なものを攻撃することで自分を満足させようとする心が動くのかもしれない。民族の違い、宗教の違いで戦争にまでなっている状況もあります。金子みすずさんの詩にあるように、「みんなちがって、みんないい」という心を全員が持てればいじめはなくなるのだろうと、今私は思っています。

13番です。いじめは当然いじめの方が悪いと指導しています。指導する過程で、ともすると、いじめられる方にも原因があるという児童生徒や保護者もいます。そんなときには毅然とした態度で指導に当たり、いじめは決して許される行為ではないことを指導してい

ます。

14番です。いじめ自殺についてですが、いじめによる自殺事故のニュース等を見るたびに、いじめる側の理不尽さに腹が立ちます。子どもの自殺は本当に悲しいことです。孤立化し、ひとりぼっちになり、自殺にまで追い込まれていく過程の中で、だれかが気づいてやれなかったのかと思うと本当に残念です。

その子は今までとは違った様子の変化、また、SOSのサインを発していたはずですが、いじめによるその子の小さな変化やサインに気づけなかった、早期の対応がなされない学校、家庭、社会、そして大人であったりしてはなりません。このことを、子どもたちが集団で生活している学校の教員はしっかりと意識しておくことを指導してございます。

15番です。いじめによる自殺は全国で起こっております。いじめは、どの学校でも起こり得る問題ととらえておくことが大切です。子どもたちを取り巻く環境は全国共通です。いじめによる自殺には地域の差はないと考えています。

16、17は一緒に答えさせていただきます。いじめを受け、自殺にまで追い込まれてしまう子とそうでない子の差は、その子の周囲に支えてくれる人や相談相手、声をかけてくれる人がいるかどうか大きな違いではないかと考えます。また、その子自身が苦しいときに、だれかに相談できる力、相談の仕方のスキルを持っているかどうか重要なことだと考えます。

笠間市では、今年度より、自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」を活用し、道徳と学級活動の時間で命の大切さを実感させる教育プログラムを実施しています。小学校1年生から中学3年生まで、義務教育9年間に、児童生徒の成長を踏まえ、命を大切にすること、苦しいことがあったら相談すること、様子のおかしい友達を見かけたときに声をかけること、周囲の大人につなぐ、相談すること、未来へ向かって自分を見詰めていくことなどを意識できるように指導しています。このプログラムを機能させることによって、いじめをなくすことはもちろん、将来にわたって自殺を選択してしまうことのない子どもを育成していきたいと考えています。

18番です。集団で生活する場では、自分、個と集団の葛藤が大なり小なり発生します。このことがいじめを根絶することの難しさになっていきます。また、子ども時代に、困難なことをすべて周りの大人が取り除いてしまえば、将来社会へ出たときに子どもが自立することができにくくなってしまいます。

今、学校教育には、学習活動や人間関係を含め、さまざまな体験をすることで生きる力を育成することが求められています。笠間市では、自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」を活用しながら、苦しいことがあっても乗り越えられる、しなやかな児童生徒を育成してまいります。

さらに、各学校では、いじめをなくす取り組みとして、児童生徒が真剣に話し合い、いじめ撲滅の標語をつくり、啓発活動を行ったり、いじめ撲滅キャンペーンやフォーラムな

ど、全校で開催することで、いじめの早期発見、未然防止に努めてまいるところでございます。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 野口 圓君。

8番（野口 圓君） 大体、お話はわかりました。

1点目、いじめというのの実態の中で、継続性ということが一番重要なんですよ。そこがちょっと抜けていたなと思うんですね。

私たちのころにあったいじめとか、それから自殺した人もいるんですけども、件数がまるで違います。これは一体何なのかということですよ、私が言いたいのは。

いじめ問題の解決の第一歩というのは、いじめというものをしっかりと、きちっと、みんなが、教員を初め、周りにいる大人たちがしっかりととらえることができるかどうかということが前提条件だというふうに思います。

武藤啓司さんという小学校教員の方が言っていることなんですけれども、いじめの背景は、日本の教育制度や教育機関が、現在のいじめをもたらしたというふうに言っています。ちょっと長くなるんですが、その著書の一部を紹介させていただきます。

1960年代から1975年前後に、自治的で自立的な子どもたちの群れ集団が解体されていった。年齢差を超えた自治的、自立的に構成されていた子どもたちの群れ集団を、学校化の波が一掃してしまった。子どもたちは、ばらばらにされ、教室へと追い込まれ、教師の支配のもとに置かれるようになった。それからは、学校が子どもたちの暮らしのすべてになっていった。そして、教室に集められた子どもたちは、一つ一つの顔を消され、クラスの児童全体が一個の体であるような、すなわち、集団身体として行動するように求められ始めたのである。

集団身体として行動できない子ども、はみ出してしまふ子どものあぶり出しが始まる。教師の指導で集団から問題のある子を追放したり、口をきかせなかったり、遊ばせなかったりという訓練が行われていた。これはまさにいじめであった。しかし、このようないじめの事実は、学校や教員によって隠され、どんなに悲惨な事件が起きようと発掘されることはなく、また、問題にされることもなかった。

こうした集団身体になじめない子どもたちがいわゆる問題児である。このような問題児に加えられる教師のまなざしや指導が集団によるいじめを誘発してきた。これが集団いじめの発生の基盤である、前段階である。この後、校内暴力が多発した。学校はこれを力で抑え込み、より徹底した集団身体化を図ろうとした。この集団身体化こそが集団いじめの根底にあるのです、と、これが武藤啓司氏の見解であります。

この自由な群れ集団が解体していった、遊びの空間が、遊びの場がなくなったということをも私も現実に味わいました。これが集団いじめを生み出した時代的背景だ。そして、それは文部科学省そして学校が一体となって推し進めてきた教育の姿である。このような見

解に対して、教育長はどうお考えになるか。

次に、いじめの構造について述べます。

空間的に見ると、中心に標的になった子どもがおります。そして、その周りを積極的にいじめようとする者が取り囲みます。そして、3番目の輪には、消極的にいじめをする、はやし立てたり、やれやれと言ったり、そういう子どもたちが取り囲む。そして、4番目の輪に無関係を装っている子どもたちがいる、傍観をしている子どもたちがいるわけです。積極的にいじめにかかわっている子どもも主役がどんどんどんどんかわります。同じ人間がずっといじめるんではないんです。入れかわり立ちかわり、標的になった子どもに攻撃を加える。そして、消極的に参加している子どもたちは、はやし立てたり、おもしろがったりする。4番目の無関係を装っている子どもたちは、いじめをやめさせたいという気持ちがあっても、それを言い出すと、今度は自分が標的にされることを恐れて傍観者のままでいます。

時間的に見ますと、標的になった子どもは、学校に行くのを嫌がる、体が動かない。しかし、親はそれを知らないので、何とかして学校に行かせようとする。朝は皆からシカトをされ、死ねとか、いない方がいいのにと、心理的な嫌がらせを受ける。昼休みには、足をかけられたり、肩をぶつけてこられたり、後ろから突き飛ばされたりといった陰湿な身体的暴力、そして、食事の妨害をしたり、罵声を浴びせたりするなどの心理的な暴力が組み合わされます。帰りの時間になると、靴やかばんや持ち物を隠されたり、捨てられたり、放課後まで続くケースでは、人目が途切れることもあって身体的暴力は強まり、さらに、下半身をむき出しにされるといった性的暴力が加わります。金銭をゆすり取られるといったことも起こりやすい。このようなことが毎日毎日、標的になった1人の子どもの心と体の上で繰り返されるのです。しかも、これがいつ終わるかもわからない、果てしない苦痛の毎日が繰り返されていきます。いじめている集団にとっても、いつ終わるかもわかりません。ここにいじめという暴力の特異な過酷さがあります。

学校には行かなくてはならない、義務教育であるからです。しかし、いじめは毎日繰り返される。これは暴力がどんどん強められていくことを示しています。標的になった子どもにとっては過酷さが増すことであり、心の傷がどんどん深く、どんどん重くなっていくことであります。

ここで質問いたします。このような状態になっても、教育長は学校へ行くべきだというふうに思われますか。それとも、登校を一時中断して別の対応をとるべきと考えますでしょうか。とれるとしたら、どのような方法がとれるでしょうか。登校拒否という選択肢はありますか。

次に、いじめる者のことを考えます。個人が日常的に抱えている不満やいら立ち、怒り、憎悪等を発散する絶好のチャンスになっています。快樂であるとさえいいでしょう。また、いじめの集団が5人いれば、罪悪感¹は5分の1になります。10人いれば10分の1で

す。わずかな罪悪感を感じたとしても、こうした発散の機会を簡単に手放すことはできません。消極的にいじめにかかわっている者たちは罪悪感さえ感じていません。いじめている方は、さほどの罪悪感も感じていないのに、やられている方は死を選ぶほど苦しんでいる。これが昨今のいじめの実態であります。

このようないじめの実態を、教員の方々は共通認識として本当に持っておられるでしょうか、再度伺いたい。病んでいるのは、いじめられている、標的になった子どもではなく、いじめている側にいる子どもたちであります。このいじめている子どもたちの心をいやし、治さなければいじめはなくなれないと思います。このいじめている子どもたちの心をいやし、治す方法はあるのでしょうか、お伺いします。

2回目の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） それでは、私の考えをお話いたします。

私は、武藤啓司さんの分析には基本的に違っております。私も校内暴力で大変なときに教諭をしていました。それを暴力で排除したときには、絶対学校はもとに戻りません。やっぱり子どもたちと一緒にかわりながら、それから保護者とかわりながら、本当に地道にやっていって、もうその子どもたちは今同窓会をやるということで、この間招待が来ましたが、そういうふうにしなないと絶対だめです。だから、それは校内暴力で、そうやって力で抑えたとかそういうふうに言っていますが、実際にはそうではありません。

それから、今のいじめの構造から、こんなことを私はいつも考えています。今、テレビのバラエティー番組を見ると、タレントの大物かだれかが、いわゆる若手のタレントに何か無理なことをさせる。そして、それをしり込みをしているところを笑って、みんなで、視聴者も笑って見てしまいます。そういう様子を小さいころから見て、まさにこのいじめの構造、1人はいじめられて、周りは直接やって周りで傍観。ですから、私は、子どもの社会というのは、もともと子どもから悪くなる社会というのはないというふうに思っています。大人の社会を反映しているというふうに思っています。ただ、それだけとは思っておりませんが。

もう一つ、私が感じていることをお話しさせていただきます。私たちが小さいころは、でぶでぶ100貫、おまへの母ちゃん出べそとか、それから、そういうようなことをはやし言葉で言っていました。でも、今、例えば学校で、それから近くで、そういう歌で子どもたちがお互いにやり取りしていたら、私たちはどう言うのでしょうかね、というようなことを、今度、岩間でも悪態まつりというのがありますが、人に悪口を、悪態をつくというようなことが、やっぱり伝統ではないんですが、そういうもともと子どもの文化の中には、カキ泥棒だとか、そういうふうな、悪いことに対して犯罪にならない犯罪のようなものがあって、それが群れの集団の中である意味で解消されていったという部分があります。

今は、そういう意味では、子どもの群れで遊ぶという、先ほどご指摘がありました。

そういうところがなくなってきている。それは決して学校のせいではなくて、それをみんなな学校に押しつけられているという状況がある。本当は地域で群れて遊ぶわけ。それは、教育課程も大変多くなりました。学校に子どもたちを縛りつけているところが多くなる。また、親御さんもそれが望ましいというふうに思っているところもあります。

さて、先ほどのいじめで、そういうひどい状況のときに、子どもたちが学校に行くべきでしょうかというお話です。行くべきではありません。といいますのは、実は、笠間市では3カ所、適応指導教室というのを持っています。適応指導教室というのは、今、不登校を中心に、学校に適応させるようにというふうに動いていますが、あの適応指導教室が本来できたのは、学校でいじめがあって、それを解消するために適応指導教室に行って、通って、その間に、学校の中で子どもたちの人間関係を調整する、そのための一時避難所ということで国は設定しているんですね。ただ、今は不登校の生徒がふえてきたので、児童生徒がふえてきたので、そちらの対応の方が多くなりましたけれども、でも、適応指導教室、笠間市の場合は、そういう場合がもし起こった場合には、適応指導教室の方で、あそこでは出席扱いになりますので、登校拒否とかそういうことはございません。

ただ、やはり、そういう状況にならないように、学校で先生方が子どもたちをしっかりと見ていく、また、保護者にも呼びかけながら自分のお子さんを見ていただくというようなこと、そして、地域の方にも協力をいただきながらというふうに考えています。ただ、いじめはなかなか目につくところではないということで難しい部分はあるんですが、でも、その辺を詳しく細かく見ていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

8番（野口 圓君） 最後の質問。

教育長（飯島 勇君） 失礼しました。いじめられている子をいやす、いじめている方の子どもをとということですか。やっぱり、自尊感情を高めてやることだと思っています。君はそんなことをしなくたって大丈夫な人間なんだというような自信を持たせていくということが、やはり大事なことだというふうに思っています。

ただ、その子も本来的には、私は、いじめたくていじめているということはない、何か自分の別なことで解消しなければならぬものがいじめという形で解消しているというふうに考えていますので、そのどこか、そのもとになっている部分に手を出していくということが大事なことだと考えています。

以上です。

議長（柴沼 広君） 野口 圓君。

8番（野口 圓君） 登校拒否、通学拒否ということではなくて、別の施設を設けて、そこに登校できるような形にしているということですね。わかりました。

自分の子どもがいじめに、暴力の標的になってしまった場合は、一番手っ取り早くて確実な方法がこの登校拒否なんですね。何はともあれ、とにかく登校させないということが

一番肝心なんですね。ただ、その本人は、登校しなくても、今度標的が変わるだけで、いじめはなくなるいんですね。学校が逆に、いじめをなくそうとして、プレッシャーをかけると、今度は見えないいじめがはびこるようになりますね、非常に難しい問題ですけども。

いじめという暴力は、基本的に1人と集団なんですね、全体的に見ると。これはどういことかという、要するに反対側から見ると、集団の方がその1人を必要としているということになるんですね。要するに、集団側の発散であったり、ストレスの解消であったりのために1人が選ばれて標的になっているという図式が見える、まさに病根はいじめる側にあるわけです。その中身は何かというと、結局、先ほど教育長が言われた自尊感情、自尊心、それが無いということなんですね。1人になれない。自分1人では不安で不安でしょうがない、そういったものが結局集まって、その投影とした形で1人を標的にしていじめが起こるといふふうに考えています。自分自身が屹立した、自立した、自尊心を持った1人の存在になるというのを、どうすればそれを実現できるかという問題なんですね。

逆に言うと、そういういじめがこれだけはびこって、自殺者がこれだけ多く出てきて、それが農村、山間、都会かかわらず、すべてに行き渡っているということは、子どもたちの心が本当に追い詰められて、そういう形で、みんなというか、集団身体のような形で寄り添わないと、要するに平静を保てない、自分自身を維持できないという状態に日本全国が陥っているということなんですよ。これは本当に大変な問題だと思います。ですから、解決方法というのは、みんなという集団身体そのものを解体して、そこに従属していた一人一人に、一人一人になれる自尊感情をしっかりと持たせる、これがいじめを終わらせる唯一の方法だと思います。

先ほどは、お話をして、君は、そんなことをする人間じゃないよというような教育長のお話だったですけども、これをどういうふうにして実現することができるかということ。今まで、私たちが思っていたいじめというのは、ひとりぼっちにさせられるというのがいじめだと思っていたんですね。私の父親なんかは、いじめ集団になんかかわるかと、仲間外れを恐れるかと、自分の好きなことを自分でやれと言われますが、これはもう現在のいじめと全然全く違う状況の話で、自分が安心して、自分でいられるという、そういう状態があればいじめは起きないんですね。要するに、1人であることの自由を、いじめは奪うんですね。心の安心と安定を奪うわけです。いじめられている本人は本を読んでも同じ行を繰り返したり、テレビを見ていても上のそらだったり、どんどんどんどん自分自身の居場所を失って、自分であることがなくなってしまう。常に、四六時中いじめっ子たちのことが頭に占領されていて、だれからも無視されて、それだけでなく、その無視されている自分を常に自覚するように強いられるんですね。朝から晩まで、そして、家に帰っても。ですから、自分が自分であるという同一性さえ保てない。このいじめ集団は、標的を1人にさせないんですね。こういう過酷な状態で、その子の命を削っていくという形

になります。ですから、自殺に至るプロセスは、かなり、ここまで見てみると、これ、だれでも自殺するんじゃないかなと思うぐらいに過酷な状況です。

自殺した子どもたちの遺書をたくさん読みました。非常に死に対する垣根が低いです。ちょっと向こうに行くからみたいなの、漫画の本を入れておいてぐらいな、棺おけにね、そんなこともあります。ただ、やっぱりいじめっ子たちを恨んでいます。ほかの子にはもうしないでねみたいなことを書いてあります。

また、ひどいいじめを体験しながら、死なないで今も生きている人の手記を読みました。21歳の男性の手記にこうありました。中学時代、2年間にわたっていじめを受けていました。この2年間の記憶は全くありません、それほどひどいいじめを受けていました。しかし、私はいじめた者たちに復讐をしてやろうという衝動に駆られたことはありません、とっています。

ほとんどの場合、ほとんどの手記は、標的にされた人たちは、今でも10年前、20年前のそのいじめた者たちを恨んで、自分の中からわき上ってくる報復衝動、何とかしてやろうというような気持ちを抑えるのに毎日闘っていると書いてあります。しかし、彼の場合はそれが無いとっている、その理由として、彼はこう言いました。お母さんがいたからというふうにありました。このことは彼が標的にされていた間も、お母さんという自分を受けとめてくれる人がいたから、自立した自分自身でいることができたのだというふうに思っています。

では、どうしたら自立した自分自身になれるのか。養護施設「光の子どもの家」というのを立ち上げて、20年にわたって施設長に勤めてきた菅原哲男さんという方の言葉に、子どもたちの思春期までの必須の課題は、内部に隣る人を 隣の隣る人ですね 隣る人をつくることだ、というふうにあります。隣る人とは、どんなことがあっても切れることがない信頼のおける人のことであると思います。私たち一人一人が1人になることができるためには、心の内に隣る人をつくることであると。自尊感情の核となる隣る人が子どもの中に育っていくためには、子どもが十分な受けとめられ体験のできる特定の受けとめ手の存在がどうしても必要になります。いじめ集団に身を寄せる者たちには、このような隣る人が心に育っていないのであります。その欠如感を埋めようとして集団身体に頼っているのだらうと思います。

では、どうしたら隣る人たちが、子どもたちの内部に生まれてくるのでしょうか。子ども一人一人に特定の受けとめ手があらわれること、そして、受けとめられるという体験をたくさんすることによって、子どもにとっての信頼の対象になっていく、そのことによって子どもの心に隣る人となるのだというふうに思っています。

結論は、非常にシンプルなんですけど、いじめが生じる原因も、そして、子どもたちの中に、母親、父親、大人たちに受けとめてほしいというメッセージそのものがあるということです。

子どもたちは、ひたすら受けとめ手としての存在を大人たちに求めているというふうに、私はいじめのことを考えて思いました。大人たちがこのことをしっかり受けとめて、子どもたちの受けとめ手になる、となり得たとき、いじめは終わるのではないのでしょうか。

最後に、教育長の感想をお聞かせいただいで、終わりにしたいと思います。結論に対する感想。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 議員のおっしゃるとおりだと思っています。

ただ、先ほども申しましたが、笠間市では、ことし自殺予防教育マニュアルをつくって、今、実は全国的にも早い取り組みでしたので、一昨日は、韓国のテレビ局が3時間枠の放送番組の中の一部に使いたいということで取材に来て、岩間二小での子どもたちの授業を撮影していきました。

その中では、もちろん、誕生から死までということ、その中でどう生きていくかということと、心を育てるということと、先ほど申しましたように、人に相談できるとか、相談を受けられるということ、中学3年生までに育てていくという形でプログラムを組んでおります。

本来、それは親というのは当然だと思っています。しかし、子どもたち自身が隣の人になり合うということも大事なことで、これからは大事なことでというふうに思っています。教員は、子どもたちにとってモデルになる大人で一番近い存在ですので、教員がまず隣の人となるように、私どもからも努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 野口 圓君の質問を終わります。

12番西山 猛君が退席いたしました。

続いて、13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

13番（石松俊雄君） 13番市政会の石松であります。

ただいま、議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をいたします。

平成9年に、当時自治省は、地方自治の新時代に対応した地方行革指針を策定し、改革目標の数値化など、市民の理解を得やすいようにすることを地方自治体に要請をいたしました。その中で、行政改革を有効に推進するためには、行政評価の導入は不可欠であるということ、そして、政策、施策、事務事業について、事業前、事業中、事業後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するものと行政評価の定義が示されております。

三重県などから始まったこの行政評価は、政策や事業ごとの財政負担が明確になることによって、行財政改革への意識が高まること、効率と成果をわかりやすくすること、各事業の目的が明確となることで職員の意識向上や市民への説明責任、アカウンタビリティの向上にもつながると考えられ、ブームのように全国の自治体に広がりました。

笠間市においても、平成22年から行政評価制度が導入をされておりますが、とりわけ、個別事務評価の実施によって、個別事業費などわかりやすくなったこと、行政評価、外部評価委員会の設置により、職員の意識を排除した第三者の目から評価が行われていることなど、私は、この間の市の取り組み姿勢を評価をしているところであります。

ただ、一方では、多くの自治体で問題が明らかになっております。私は、その問題点は三つあると考えております。

一つは、評価結果をどのように事業の見直しへと反映していくのか、予算や総合計画や個別計画にどのように反映していくのか、その仕組みが必要ではないかということであり、ます。

二つは、住民満足度をどうやって把握をしていくのか。行政評価の目的には、行政改革とともに、住民満足度の向上もございませぬ。この住民満足度を正確に測定する仕組みをつくらなければなりません。

三つ目は、職員の作業負担が大きくなること。通常の業務に加えて、評価表へデータを記入したり、作成したりする作業量が多くなり、その作業に携わる職員も多くなるという問題点であります。

また、行政評価が必要となった背景には、右肩上がりの経済が終わったこと、国や自治体の債務がふえている現状があり、旧態依然とした行政システムでは、もはや現代社会には対応できないという中で生まれたのが行政評価制度であります。したがって、行政評価は前例踏襲や法令手続順守に偏り、成果よりも、どのくらいお金をかけ、どれくらいの量の事業をしたか、どれだけ自慢できるかということに重点を置いた、これまでの行政のあり方への一つの批判であり、それを改善するための有効なツールだといえます。

笠間市の行政評価は、平成22年の施行を経て3年目となります。また、外部評価委員の任期2年もことしで終わり、外部評価総括も出されております。その総括も含めて、笠間市における行政評価制度の現状と課題、さらには今後について質問をいたします。

行政評価制度の目的の一つに、アカウントビリティーの向上、市民の納得度と書かれておりますが、この3年間の取り組みで、予算策定や市民へのアカウントビリティーにどのように影響を及ぼしたのかをお聞かせをください。

また、行政評価制度のメリット、デメリットについて、どのようにお考えか、さらには事務事業評価がどう予算編成や行政施策に活用されているのか、できれば具体例をお示しをください。

また、行政評価制度の導入に当たって、まず、事務事業評価から取り組み、順次段階を経て施策評価まで拡大を図ると書かれております。今後の展開をお聞かせをください。

次に、通告2問目の行政外部評価制度の結果についてであります。1問目の質問と関連いたしますが、行政外部評価の結果は、市としての最終結論とはしない、市は、この結果を踏まえて事務事業や予算等の見直しに活用していくものとなっております。今年

度の外部評価で改善し、継続となったデマンド交通運行システム事業、そして、廃止となったひとり暮らし高齢者見守り3事業の評価結果について、今後の事務事業や予算の見直しにどのように活用されるのか、ご説明をください。

通告3問目、さきの全員協議会で、コミュニティセンターの整備、検討について説明がございました。また、私は、6月の定例会一般質問の中で、協働のまちづくりを推進していくには、市民活動センターやボランティアセンターなど、活動拠点の整備を急ぐべきだと申し上げました。そのためにも、コミュニティセンター整備の検討はぜひ進めていきたいと考えております。しかし、既存の公共施設もございます。建物自体の状況や、利活用状況なども含めて、市内公共施設の適正配置という観点も、コミュニティセンター整備計画を検討していく上で必要ではないかと思っております。

そこで、3点お尋ねをいたします。

1点目は、今後こういった体制で、いつごろをめどに整備計画を検討されるのかをお伺いします。

2点目は、私は、これまで公共建物のライフサイクルコスト計算とファシリティーマネジメント、公共建築物の最適維持管理制度の必要性を申し上げてまいりました。今回の整備計画の検討に当たっても、笠間市の公民館や学校、福祉会館など、公共施設全体のあり方について検討をしなければ、コミュニティセンターの施設内容や場所を決めることはできないのではないかと考えております。そのためには、公共施設白書をつくって、市民の理解を得られるような努力も必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

3点目は、昨年12月定例会の大関議員の地域集会所に関する質問に対し、公民館の整備は補助制度がなく、活動に制限のない市民センターやコミュニティセンターに用途がえする動きのある中、教育委員会としては、新たに公民館を設置する考えはないと、教育次長は答弁をされております。

今般、公民館運営審議会から出された答申には、県内各市では、社会教育法のみでは対処できない多機能性を合わせもつ市民活動センターや、コミュニティセンター等の施設が設置をされており、今後、公民館機能と合わせもつ住民ニーズのある施設が望まれると書かれております。協働のまちづくりや住民のニーズから考えると、新しくつくる施設だけでなく、既存の施設も、目的別施設から複合施設へ用途がえをするという考え方が必要になっているのではないのでしょうか。

岩間公民館は、市民センターとして建物は複合施設でございます。笠間及び友部公民館は建物丸ごと公民館という目的別施設でございます。それらの施設のあり方を複合化することも視野に入れた検討をするために、社会教育施設の管理、整備に関する権限を市長に移譲する考えはないかどうか、お伺いをいたします。

以上、1回目の質問とします。

議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

市長公室長（深澤悌二君） 13番石松議員のご質問にお答え申し上げます。

行政評価制度については、市政の透明性を確保するとともに、改革、成果を重視した行政運営を行うことを目的とし、平成21年度から施行し、平成22年度から本格導入いたしました。行政評価では、総合計画の政策体系である政策、施策、事務事業について、それぞれの階層ごとに、政策評価、施策評価、事務事業評価に分けられますが、笠間市では、まず第一段階として、行政活動の基本的単位を評価する事務事業評価に取り組んでまいりました。

この評価は、事務事業の単位で、目的や対象者、投入コスト、サービスの手法などを明らかにし、必要性、有効性、効率性の三つの視点から評価を行い、すべての行政活動ごとにその内容や進捗の度合いを具体的な数値であらわし、分析、検証していくものでございます。

また、評価結果は、社会、環境等の変化等を踏まえて、次の事務事業への改善や予算を策定する仕組みとしており、有効なマネジメントサイクルとして機能しているものと考えております。

市民へのアカウントビリティ、説明責任は、どのように影響を及ぼしたのかということですが、先ほども申し上げましたように、事務事業評価は、行政が実施する活動内容について、何を目的として、どのような方法で行ったのか、また、要した費用やその効果はどうであったのかを明らかにし、それを公表していきます。本年度からは、すべての事務事業評価結果をホームページに公開しておりますので、市政の透明性が向上し、前にも増して説明責任が果たされているものと考えております。

次に、メリット、デメリットでございますが、行政評価制度のメリットでございますが、一つ目に、行政サービスの評価結果を公表し、説明責任、アカウントビリティを果たすことで、市民の信頼を得ること。二つ目に、何をどれだけ行ったのかではなく、何をどれだけ達成したのか、目指す状態にどれだけ近づいたのかという生活志向への転換。三つ目として、効率性の追求によるコスト削減と良質なサービスの提供。最後に、業務改善やサービス向上に取り組む職員の意識改革が図られることと考えております。

また、デメリットとのことですが、平成23年度に実施した事務事業数は、本所事業、支所受付業務等、重複分を含めると848に上りました。この事務事業ごとに評価調書を作成することから、職員の調書を作成する労力が大きいという点がございます。

また、一般的には、自己評価であることから、寛大な評価になる傾向があること、長く続けるうちに、評価そのものが形式的なものになってしまうおそれがあると言われております。これらの課題に対し、今年度から、1枚の調書の中に、総合計画3カ年実施計画書と、事務事業評価調書の要素を盛り込み、職員の負担を軽減できるよう改善を図りました。

また、行政評価制度が形式化してしまわないよう、今後も注意深く制度運営をしていき

たいと考えております。

次に、予算編成や行政施策に活用されているか、具体例をとということでございますが、事務事業評価は、前年度、例えば、平成23年度に実施した事業を、平成24年度に事後評価をしていると。その結果をもとに、翌年度、平成25年度の事業立案や予算要求に反映させることとなりますが、その際、総合計画3カ年実施計画に、事務事業評価の評価結果を一つの採点項目とすることで、事務事業の組み立てや予算要求等に活用をしております。

また、総合計画3カ年実施計画に登載されていない事務事業についても、担当課では、評価結果を十分に踏まえた上で、次の行政施策に生かしていくことを基本としております。

その他、今まで事務事業ごとに明らかにされていなかった人件費について焦点を当て、事務事業に係るすべてのコストをより鮮明にしたことで、事務事業の取り組み姿勢を改めるきっかけにもなったものと考えております。

評価結果が活用されている具体例とのことですが、主要農産物、生産振興支援事業の優先度を見直した結果、果樹園管理モデル事業を廃止し、栗改植促進事業へ事業の重点配分を行いました。また、広報紙発行事業においては、より多くの市民の方に情報提供を行うという観点から、笠間情報コーナーをコンビニやガソリンスタンドに設置するなど、対象者の拡大や手法を改善した例がございます。

次に、今後どう施策評価へ結びつけていくかということでございますが、笠間市では、これまで最も基本的な行政活動の単位である事務事業の評価に取り組んでまいりましたが、次のステップとして、昨年度策定された総合計画後期基本計画の進行管理を行うため、49の施策に対する評価の仕組みを構築する必要があります。

施策評価は、事務事業評価の手法とは異なることや、行政評価の形式化を防ぐ意図も含めて、行政評価の職員研修などを行っていきたいと考えております。本年度は、まず試行を行い、課題を把握し、一つ一つ解消しながら、来年度の本格導入を図っていきたいと考えております。

次に、外部評価の結果についてのデマンド交通システムの運行改善についてでございますが、行政評価外部評価結果を、今後どのような形で事務事業や予算の見直しに活用されるのかとの質問の中で、デマンド交通システム運行事業の改善についてでございますが、外部評価におきまして、経費の節減や新たな財源の確保、利用者拡大等のご意見をいただきました。外部評価の意見である運行経費を削減し、事業を進めてほしいことに関しましては、平成25年3月に、ようやくシステムの更新を迎えることから、受け付け業務の負担軽減、コストの縮減を図るため、運行計画自動修正機能を有すること、及びシステムサーバのクラウド化したシステムに変更し、平成25年度以降におけるシステムのランニングコストを約520万円縮減できることとしております。

次に、利用者拡大を図るため、わかりやすく、親しみのある愛称をつけることに関しましては、デマンドタクシーかさまの名称は既に定着したものでありますが、新たな利用拡

大やイメージアップを図るため、今後、親しみやすい愛称を検討してまいります。

次に、市民ニーズを的確に把握し、土曜、日曜日の運行を拡大することに関しましては、現在のところ、土曜日及び日曜日の運行については考えておりません。その理由といたしましては、一つ目として、本事業は、バス、タクシー事業者等の共存共栄を大前提としていることでもあります。

二つ目に、土曜、日曜の運行により約2,600万円の経費が発生するため、費用対効果の面がございます。なお、市民ニーズの把握については、利用者アンケートを行う予定でございます。今後とも、外部評価の意見を踏まえ、効率的、効果的な運行に努め、持続可能な事業を展開してまいります。

次に、公共施設白書の作成でございますが、公民館、学校、福祉施設など、地域公共施設全体のあり方についてでございますけれども、現在、第2次笠間市行財政改革大綱実施計画に掲げた市有施設の有効活用、費用の縮減を目的としたアセットマネジメント基本計画の策定及び実施、施設改修計画の策定及び実施を予定しておりますので、現時点では、公共施設白書の作成は予定しておりません。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） それでは、平成24年度行政評価、外部評価の結果について、今後どのような形での見直し、活用をされるかという件で、ひとり暮らし高齢者見守りの3事業につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

ひとり暮らし高齢者見守り3事業につきましては、安否確認や触れ合いを通じた孤独感の解消、健康の保持、救急や事故などの生活への緊急事態への対応等を目的に実施をしてきたところであります。

本年度の行政評価、外部評価においては、その目的が限定的であるとのことから、廃止という評価結果になりました。しかし、意見としては、高齢化社会に対応するための事業であり、市が取り組むことは適切であるが、事業を再構築していくことが必要であり、改善し、継続の延長線上の色合いが強いものとの評価がされたところであります。

この評価を受けまして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、安否確認や支援について、地域に根差した見守り体制の構築が必要であると考えております。予算につきましては、事業内容とあわせて精査をしてまいりたいと思っております。

配食サービス事業につきましては、市の助成によりまして、社会福祉協議会で実施しておりますが、合併前の旧3地区で方法や回数などに差がありますので、今後、内容を見直しての実施を、社会福祉協議会と検討してまいりたいと考えております。

また、この事業は、安否確認というよりは、孤独感の解消や健康の増進などの色合いが濃く、多くのボランティアの方々がかかわって実施されていることから、人との触れ合いを重視するボランティアの育成を図りながら、継続して実施してまいりたいと思っております。

ます。

愛の定期便事業につきましては、乳製品の配布が一部早朝に行われ、直接手渡しをしていない場合もあるなど、十分な形での安否確認になっていないのが現状であります。安否確認等の体制につきましては、今後、高齢者が増加していく中、地域の方々の協力なくしては実現できないものと考えております。そこで、民生委員や近隣住民の協力を得まして、地域ケアシステムを活用した在宅ケアチームを再構築し、見守り体制を整えてまいりたいと思います。

さらに、市内の事業所に協力を依頼し、見守り企業協定を締結するなどにより、地域での見守りネットワークの強化を図ってまいります。見守り体制が整った時点で、愛の定期便事業継続の必要性及び経費などについて検討していきたいと考えております。

緊急通報システム事業につきましては、今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がますます増加していく中、日常生活の緊急時への対応のために必要な事業であります。しかし、現在使用しておりますシステムが老朽化していることも含め、安否確認や健康相談等を附帯した新たなシステム導入について検討を進めてまいりたいと考えております。そして、平成25年度から、地域包括ケアシステムネットワークの設置を目指し、在宅ケアを中心とする見守り体制の構築や保健、医療、福祉の連携体制を確立するため、現在、関係機関と調整を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 13番石松議員のご質問の中で、コミュニティセンター整備についてお答えいたします。

今後の検討の進め方の日程や体制でございますが、まず、来年1月までに、規模やその機能について庁内で議論し、整備の方向を決定してまいりたいと思います。

次に、今後の予定としましては、25年度に、コミュニティセンターの設計書を策定し、順次進めてまいります。設計書の策定に当たりましては、25年度上半期に、友部地区及び岩間地区のコミュニティセンターを利用するであろうと想定される市民の方々、例えば、区長会、市民活動団体、NPO団体等の方々に、事前に意見を聞く場を設け、コミュニティセンターの設計にそれらの意見を反映していきたいと考えております。

また、コミュニティセンターの整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用して整備していく考えでありまして、26年度採択に向けて準備を進めてまいります。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 教育次長埴 栄君。

〔教育次長 埴 栄君登壇〕

教育次長（埴 栄君） 13番石松議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、社会教育施設の市長部局への権限移譲についてお答えをしたいと思います。平成19年に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、地域づくりという観点から、地方公共団体の長において一元的に所掌することを可能とするため、同法第24条の2で、地方公共団体は、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、スポーツに関する事、文化に関する事のいずれか、またはすべてを管理し、及び施行することができることなどが規定されたところでございます。

本市の社会教育施設には、公民館や図書館、市民体育館、総合運動公園等がございますけれども、生涯学習活動、すなわち幼児期から高齢期までを通じ、文化、芸術、スポーツなどを自主的、自発的に行う学習活動は、幅広くさまざまなものがある中であって、これらの社会教育施設は、生涯学習の拠点として、教育的見地から体系的に実施していく上でも引き続き教育委員会がかぎを担っていくべきものと認識をしており、現段階のところ、社会教育法にのっとった施設を離れて施設を複合化していくということについては考えておりません。

それから、先ほど、公民館運営審議会の答申のお話がありました。平成24年3月に、笠間公民館長において、笠間市立公民館における地区公民館の運営のあり方等について、公民館運営審議会に諮問をし、笠間地区にある12の地区公民館に対して、運営上の指摘事項はないが、友部・岩間地区には、中学校単位で地区公民館の設置が望まれ、また、県内各市で実施している地域づくりのための拠点としてのコミュニティセンターの設置が望まれるというような答申が出されております。

教育委員会としましては、この答申を尊重し、現在、笠間地区の各市民が自主的に活動している地区公民館については、当面現状のままとし、友部・岩間地区について、特に自主活動団体による公民館利用頻度が高い友部公民館の現状から、地区公民館よりも、市民活動の拠点としてのコミュニティセンターが望ましいものとされ、社会教育法に基づいた公民館は存続するとし、当面、これら施設の複合化は考えていないというところでございます。

議長（柴沼 広君） 石松俊雄君。

13番（石松俊雄君） 質問者が多くて質問内容がばらばらにされてしまったという感が否めないんですけども、一つずつ統一をして再質問をさせていただきます。

一つは、行政評価制度の現状と課題についてなんですけど、市民へのアカウンタビリティにどう影響を及ぼしたかということなんですけれども。私の質問の中で申し上げましたけれども、個別事業評価がされることによって、個別事業にどれくらいの費用がかかったのかと、ある意味、効率化だとか、有効性だとか、必然性だとか、そういう経営的な面というんでしょうかね、そういう目で見られるようになったという意味で、私は評価できるのではないかなと、質問の中でも申し上げたんですけども、そういう総括というんでしょうか、そういう答えが返ってくるのかなと思ったんですけど、答えを簡単に言う

と、ホームページにそういうことを載せたから説明責任が高まったというふうにしか聞こえないんですけども、もう少し創意工夫というのはないものなのかと。せっかくこれだけの評価表ができていますから、これをもっとわかりやすくして市民に理解を求めるといことが、いわゆるアカウンタビリティの向上ということになると思うんですが、そこから先の話はないのかということについて、一つはお伺いをさせていただきたいと思います。

それと、もう一つは、私、質問の中でも言いましたけれども、この行政評価制度の中で一番問題になるのは、職員の意識改革なんですね。この意識改革の問題については、きちんと記憶にはないんですが、外部評価委員会の中の委員長の言葉の中に、ちょっとくだりがあったんですけども、1次評価の評価表を出して、この2年間出していただいたんですけども、非常に中身がわかりやすくなっている、それから、どういふふうに改善されたのかというのが見やすくなっているという意味で、職員の意識も変わっているのかなみたいなくだりもあったので、多分、私は、行政評価制度を導入したことによって、とりわけ個別事業評価をすることによって、職員のコスト意識や、あるいはPDCAサイクルがきちんと認識されていくようになったりとか、そういう意識の変化というのが、私はあったんじゃないかなというふうに思うんですが、そういうことに対する問題意識、あるいは評価というのはされていないのかどうかということについて、再度質問をさせていただきたいということです。

それと、もう一つは、これもさっきの質問の中で申し上げましたけれども、行政評価制度の評価といった場合、アウトプットとアウトカムという、ちょっと日本語に置きかえるのが非常に難しいんですけども、例えば、健康増進のための講習会をやるとします、そういう事業をやるとします、そういう事業をやったときに、1回当たり何人参加したとか、一つの事業に対して何人の住民が参加した、何回やった、こういう数値から評価するのをアウトプットというふうに言います。それから、今まで運動する習慣がなかった人が運動するようになった、何人運動するようになったとか、あるいは何回運動するようになったとか、こういうところから評価するのをアウトカムというふうに言うんですけども、私はアウトカムの評価がないと行政評価というのは生きてこないというふうに思うんですね。

そういう意味で、個別事業評価表というのを私見せていただいたんですけども、アウトカムの項目というのはどこにも見当たらないんですね。そういう評価、アウトカム、アウトプットに対する問題意識、見識ですね、そういうことについては、この3年間の行政評価制度の中で、どういう問題意識を持っていらっしゃるのかということについてお聞かせをさせていただきたいと思います。

関連をするんですけども、外部評価の中で、デマンド交通システムが議論になっております。この議論の中で見ていきますと、事務事業評価調書の中には、先ほど、公室長の答弁にもあったように、経費節減だとか、新たな財源の確保だとか、利用者の拡大という

ことも1次評価の中にはそういうことも書かれているんですよね。市民のニーズというところとか、社会情勢の変化というところには、運行事業者から燃料費が高騰しているから値上げしてくれという声が出ていますと。それから、もう一つは、運転手さんのマナーが余りよくないという、そういう声が出ていますということも書かれてはいます。出されている改善課題というのが、利用者を拡大していくということと、それから運営コストを下げていくと。運営コスト、多分、東大オンデマンド交通システムが導入されると思うんですね。これ導入すれば、きちんと私も調べているわけではないんですが、クラウドを使ったシステムですから、経費は一定下がると思いますし、待ち時間も多分短くなるから非常にいいシステムなんだろうなあと思うんですが、そういうシステムを導入しますということが書かれています。

ところが、外部評価委員会の中には、きちんと、先ほど答弁の中では言われてはいないんですけども、外部評価委員会は、若干委員さんが言っていることは違うんですよね。コストとか、利用者数で判断されて事務局は提案をされていますけれども、外部評価委員会で提案されているのは、例えば、新規登録者数の問題についても、登録者が何人ふえましたというふうに事務局は提案しても、登録者ふえたけれども、ふえた登録者の中で、実際に乗っている人は何人なんですかというふうに外部評価委員さんはお聞きになっていません。

それから、先ほど答弁の中でも言われましたけれども、土日の運行については、地方公共交通会議の中の問題があって、運行できませんということが前提となって調査がされています。数値が出されているのも、利用内容はどういうのが中心かということ、大体、病院とか診療所を利用している人が多いですという数値が出されているんですね。ところが、外部委員会の中の委員さんから出ているのは、それだったら平日だけでいいかもしれないけれども、結局、このデマンド交通システムのそもそもの目的というのは、交通困難者、それから交通困難地域ですね、そういうのが改善していく、市民の足をきちんと確保していくというところが目的だったんじゃないかと。そういう意味でいうと、日常何に利用しているか、病院や診療所、だから平日でもいいとか、あるいは、公共交通会議の中での議論を尊重しなきゃいけないということではなくて、やっぱり土日利用のニーズがあるんじゃないですかと。土日利用のニーズがあるということを前提に、きちんとアンケート調査やそういうこともやるべきじゃないんですかということが指摘をされています。私はこれこそが、先ほど申し上げたアウトカムだと思うんですね。だから、やっぱり外部評価というのはすごく大切だなというふうに思うんです。そういう意味で、外部評価委員会から指摘をされたことについては、もっときちんと受けとめるべきだろうというふうに思うんです。

再度お聞きします。土日の運行は考えていないというふうに言われました。しかし、外部評価委員会では、公共交通会議の中身も含めて、土日運行についてはやるべきじゃない

かという意見も出されているんです。ここの点については、どのように受けとめられているのか、再度ご答弁をお願いしたい。

それから、地方公共交通会議の中で、事業者のことを大変気にされています。大変気にされていますけれども、一方に出ている燃料費高騰問題についてはどう受けとめられているのか。これは我慢していただくしかないというふうに、多分、外部評価委員会の中では、事務局はお答えになっていると思うんですけれども、これじゃ余りにひどいんじゃないかというふうに私は個人的には感じるんですが、この辺については、どのようにお考えになっているのかということも再度お聞きをしたいと思います。

それから、ひとり暮らし高齢者見守り3事業ですね、ご説明の内容をお聞きしますと、いわゆる見守り事業を一個一個考えるんじゃなくて、地域包括ケアシステムの中で考えていこうということなのかなというふうに理解をしました、お話を聞いて、そういうふうに理解していいのかわかりませんが、そのようにお聞きをしたんですけれども、そうしますと、やっぱり施策の体系を変えるということじゃないんでしょうかね。そこがやっぱり私はきちんとしないといけないんじゃないかなと思うんです。例えば、高齢者福祉計画が、先般でき上がりました。この高齢者福祉計画を見ていますと、施策項目の中で防犯防災対策というのがあって、その中に、緊急通報事業システムというのが入っているんですね。それから、福祉サービスの中に愛の定期便事業とか、配食サービス事業というのが入っていて、それらと同列で地域包括ケア体制というのが入っているわけですね。そうすると、ここのところを地域包括ケア体制の検討、ここ来年度は力を入れるとも書いてあるんですけれども、その中に、全部組み込んでいくということなわけですね。そういうふうにした方がいいんじゃないかというのが、外部評価委員会の指摘でもあるだろうというふうに思うんですが、そこはやっぱり施策をきちんと体系を変えていくというふうに受けとめるべきだろうと思うんですが、ここについてはどのようにお考えなのかということをお聞かせをください。

それから、外部評価委員会の中で議論になっていて、外部評価の報告の中に出てきていない問題について指摘をさせていただきたいと思います。

一つは、ひとり暮らしだけではなく、老老介護を含めた問題についても解決していくべきじゃないかということ。それから、配食事業サービスについては、もちろん食の生活の支援という面もあるというふうに答弁の中でおっしゃられていましたけれども、これもボランティアだけに頼るだけじゃなくて、他市町村に比べて非常に頻度が少ないという問題、もっと事業として本気で考えていくべきじゃないかという、こういう指摘も外部評価委員さんから指摘をされています。こういうところに対する問題意識、それから、さらには、配食制度で200円が負担できなくて利用していない方もいらっしゃるでしょう。そういう200円が負担できないという人の実態の把握や、そういう方に対応できるような事業ということも必要だろうというご意見も外部評価委員会の中で出されています。こういうことに

についてはどのようにお考えなのか、再度答弁をお願いいたします。

それから、コミュニティセンターの整備検討の問題と公共施設の白書の問題についてです。

これ、個別にお答えいただいたんで、何か関連しないような答弁だったような気がするんですが、私が申し上げたいのは、コミュニティセンターつくるというのは、私は賛成ですし、必要な施設なんだろうと思うんですね。

ただ、一方には、質問の繰り返しになりますけれども、公共施設があるわけですね。公共施設の適正配置ということも、一方で、土台の中で考えた上でコミュニティセンターの内容や役割、あるいはコミュニティセンターの場所の選定もしていくのが当たり前のことじゃないかなと思うんですね。その意味でアセットマネジメントを今策定していますけども、あるいは公共施設の延命化事業についても今策定していますとか、それはわかりました。わかりましたけれども、私が今言っている全体の公共施設の適正配置という土台があって、コミュニティセンターのことも議論すべきじゃないかということについての問題意識は、答弁者の方は、どのようにお考えになっているのかということですよ。そういう意味で、この公共施設の問題を取り上げておりますので、そこをお考えいただいて、再度答弁をしていただきたいと思います。

それから、社会教育施設の管理整備に関する問題なんですけれども、結局これはもう全く社会教育施設というのは、そのままでいくということなんでしょうか。確かに、現状、公民館運営審議会の中の答申については、公民館のあり方についてどうあるべきかという答申をする場所だから、こういう答申を出しますと委員長さん言われていますよね。私、議事録全部読んだんですけども。だから、ああいう答申になっていると思うんですけども、受けとめとしては、やっぱり公民館だけじゃなくて、社会教育施設だけじゃなくて、もっと幅広く使えるようにすべきじゃないかという問題点は指摘をされているわけですよ。そういうことについて、どう教育委員会としてお受けとめになるんですかということなんですよ。

私は、受けとめるのであれば、社会教育施設のあり方について変えていくべきじゃないかというふうに思うんですが、例えば、合併前に、地区公民館12地区、旧笠間にはありますけれども、これは運営審議会の中でも言われていますが、ここは福祉事務所の指導の中で、要するに5カ所の地区公民館については、ミニデイサービスができるように、お風呂の施設がつくられているということですよ、これだってもったいないじゃないですか、こういうのだってもっと有効活用すべきだと思いますし、あと、教育次長は、よくご存じだと思いますが、笠間公民館の中で大量配食をしようと思ったら、ガスの線を一個ふやすのに物すごく大変な思いをするんですよ。大型冷蔵庫を設置するのも、やっぱり大変なんです。それは何も問題があったということではなくて、社会教育法という法律に縛られている施設だから、なかなかそういう改良、改善というのが、今やろうとしていることに

対してできないという、これ、まさに弊害なんですよね。こういう個別の弊害について、もっと真剣に考えていただきたいです。

例えば、友部中学校のコミュニティー施設、大原小学校のコミュニティー施設、使おうと思ったら、生涯学習登録団体に登録しないと使えないじゃないですか。すぐ使いたいらとって使えないわけですよ。それから、笠間の公民館、友部の公民館、大ホール、会議室、あいているときもったいないじゃないですか。例えば、友部地区で言えば、バンケット1回借りるのに10何万円かかりますよ。これも、あいていれば、そこに営利団体も含めた使いたいという事業者、使いたいという市民がいたら、気軽に使えるようにするという方が、市民にとっては有効ではないでしょうかね、資産の活用、有効ではないでしょうかね。そういう現状について、もっと教育委員会として考えてくださいということを私は言いたいわけですね。

そういうことを考えるのであれば、特区制度の話も、教育次長答弁されましたけれども、そういう特区制度があるのであれば、そういう特区制度を利用して、もっと何にでも使えるように、市長に管理権限を移譲していただいて、そして、管理権限を移譲していただいた、いわば岩間の市民センターみたいなスタイルですよ。ああいうスタイルで生涯学習事業、社会教育法に基づいた事業については確保していくという、そういうスタンスに立つべきじゃないですか。そうしないと、社会福祉施設の、私は有効活用できないと思います。

先ほどの西山議員の質問の答弁の中で、大変財政が逼迫している状況について、公室長答弁されました。数値目標もそういう逼迫した財政状況があるから上げるというふうにできないという、そういう現状あるわけですよ。そういうことも含めて考えるならば、やっぱりこの社会教育施設のあり方について、もっとフレキシブルに活用できるように変えていくべきじゃないかなというふうに思います。それが市民のニーズだと思います。そういうことに対してどのような問題意識をお持ちなのか、ご答弁をお願いします。

議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

市長公室長（深澤悌二君） 石松議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

説明責任として、ホームページのみで公表しているのではないかなというようなことでございますが、まずもって行政評価の、我々今の現在の目的としましては、客観的な評価をして、それを改善すべきかどうか内部で評価をしまして、それを今後の予算とか、そういうものに反映していくというようなことでございます。

そういう中で、自己評価したものを改善すべきなものは改善するというので、ホームページ、それから、ある程度の冊子にまとめたもので閲覧ができるような形で現在やっておりますけれども、この点につきましても、どのような形で公表していけるものがあるかどうか、再度検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、職員のアンケートというか、意識改革というようなことでございますが、これにつきましては、私ども、この制度が始まって以来、職員のアンケート調査等も行って

おります。そういう中では、やはり非常に役立ったというようなことも出ておりますので、今後のこの事業を展開する上においては、成果がこれからも出てくるのかなと思っております。

それから、アウトカムとアウトプットの関係でございますが、様式の中には、調書の中には、そのような記載ができるような様式になっておりますけれども、記載について、まだ、ふなれな点がありまして、混同した形の記載がございます。この点につきましては、今後課題として、研修を通して評価のレベルを上げていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど、これからのシステム、東大システムというようなことがありましたけれども、当初は、そういう東大システムという、非常に、今のシステムにかわるものがありましたけれども、現時点では、現在のものもそれに近いものができてきておりますので、両方どのようにするか、これからプレゼンテーションを受けながら、どちらにするか決定をしていきたいというふうに考えております。

それから、外部評価の結果をどのように考えているのかというようなことで、デマンド交通でいろいろご意見がございましたけれども、外部評価で当然出たものは尊重していきたいというふうに考えております。ただ、やはり事業としては、持続可能な事業を進めていくということで考えていきますと、土日の利用については、他の市町村等を調査したところ、それほど土曜、日曜日の利用は行われてないというような実態がございます。そういう中で、先ほど答弁申し上げましたけれども、今委託している台数で逆算していきますと、1台当たり約1,300万円ぐらいかかりますので、2台、2日ですか、2日やるということになると、先ほど1台と言いましたけれども、1日ですね、土曜日1日では1,300万円ぐらい、だから2日ということになると、土日になると2,600万円ぐらいの負担を生じてしまうということで、これも運営上非常に大きな経費がかかってしまうということで、その辺を考慮して考えていかなければならないというふうに考えています。

それから、燃料高騰にあって、燃料についてどのように考えているのかというようなことですが、積算する中で、委託する中に、ガソリン代とかいろいろなものを含めて委託をしておりますので、その中で、諸経費等も含まれていることから、燃料も一時的なもの、そういうものもございまして、今のところ値上げする考えはございません。

以上でございます。

それから、公共施設の関係でございますけれども、先ほど答弁申し上げましたような計画をこれから策定するというごことばでございまして、現時点でつくっているということではございません。これから取り組むということばでございまして、コミュニティセンター等の場所を、そういうものをつくる場合、どういうふうに考えているのかということですが、それらについては、現時点では、3カ年実施計画、総合計画、基本となるのは総合計画、その中で、年度別の3カ年実施計画の中で、財政計画等を踏まえて計画をしているところ

でございます。

場所等についてはこれから検討することになりますけれども、市においては、市有地等の利用されていないところもありますので、有効活用を図る上で、そういう点について検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

福祉部長（小松崎栄一君） 先ほどの説明の中で、地域包括ケア体制の構築ということで申し上げました。その中で、この3事業がすべてそちらに入ればそちらにシフトがえをすべきだろうということでございますけれども、これらについては今回の外部評価の意見の中にも、一たん事業を取りやめて地域の見守り隊、仮称ですが、そういう形の組織づくりも必要であろうというご指摘をいただいております。

そもそも、この3事業につきましては、さっきの高齢者福祉計画の中にも入れておりますけれども、愛の定期便と配食サービスにつきましては、福祉サービスの中で、ひとり暮らしの方々の安否確認、それから食生活の支援、そういうものを市として行ってきたところです。緊急通報システムにつきましては、これは急病等、それから、そういう場合に即時対応できるような形での防犯・防災対策の部分でそれぞれ実施をしてきたところです。

それらについて、すべて3事業をこの地域包括ということではなくて、地域包括の中で、どうしても対象者が高齢者、それから先ほど老老介護が出ましたけれども、高齢者のみの世帯とか、そういう対象者が同じということもありますので、そういうところの見守り体制をつくるということと、それぞれの事業内容を再構築しながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、配食サービスで、ボランティアだけでなく、もう少し事業拡大ができないかということについてですが、3地区それぞれに、先ほど申しました方法、回数が違うというふうに申しあげましたけれども、笠間地区では、弁当の業者に委託して一部行っているところもありますし、ただ、事業そのものが、触れ合いを大切にしながら安否確認、それから食の支援を行うという、そういう方針に従って現在行っておりますので、今のボランティアの方々に大変お力をいただいておりますけれども、そういう形での今後の進め方についても継続してまいりたいというふうに思っております。

県内各自治体見ますと、いろいろな方式、確かにあります。弁当業者に単に弁当を配布するだけとか、そういうところもありますけれども、笠間市立につきましては、心の触れ合いというのも大変重要なポイントになっておりますので、現在のやり方を継続してまいりたいというふうに考えております。

それから、200円の負担ができない方もいるだろう、確かに、外部評価委員会の中ではご指摘をいただいたところです。これらについては、事業主体であります社会福祉協議会と今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（柴沼 広君） 教育次長埴 栄君。

教育次長（埴 栄君） それでは、2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、学校施設の開放についてのお尋ねがございました。学校施設の開放に関する規則では、市民の生涯学習の振興を図るために、学校教育に支障のない限り小中学校 いわゆる開放している学校でございますが の施設を市民の利用に供するということになってございます。したがって、学校教育や部活動に支障がないことを前提に、学校の近隣にお住いの方、地域の子どもたち、青少年の健全育成団体やPTAなど、公共性の高い団体活動に優先的に貸し出すことになってございます。

なお、利用する場合については、今までどおり登録が必要でございます。なぜかといいますと、最近、不審者等の問題がございます。やはり、一つの登録をしていただくということが基本になってございますけれども、そのほか、車の違法駐車でありますとか、学校敷地内外の喫煙、ごみや空き缶のポイ捨てを防ぐために一定の規制やルールづくりが必要でありますので、登録は欠かせないということになります。

それから、公民館の利用についてでございますが、公民館3館ともあいていればお貸しできる体制になってございます。当日でも、もし、あいていれば利用することは可能でございます。ただ、営利行為等につきましては、現在の図書館は、社会教育法にのっとっておりまして、営利行為をすることが原則できないこととなっておりますので、その辺の緩和は非常に難しいところでございます。あ、公民館でございます。失礼しました。

議長（柴沼 広君） 石松俊雄君。

13番（石松俊雄君） 行政評価の問題についてなんですけれども、アウトプットとアウトカムの問題についてですが、評価表の記入については、もう少し工夫が必要だというふうに簡単に答弁されたんですが、私、アウトカム、これ数値化するとか、指標化するのは非常に難しいだろうなというふうに思うんですね。

アウトカムの強化をするためには、やっぱり外部委員会をきちんと強化していくという方針を持つべきだろうと思うんですね。その意味で、今回、外部評価、限られた事業しか外部評価にかかっておりませんが、私はこの外部評価にかける事業をふやしていくべきだろうし、外部評価委員会をもっと強化していくべきだろうと思うんですね。この辺に対する問題意識、もう一度確認をさせていただきたいんです。ここを問題意識を持たれるのであれば、外部評価の事業をふやし、外部評価委員会をもっと活発に活用していくというご答弁をいただきたいなと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

それから、もう一つの個別の外部評価の事業の問題についてなんですけど、デマンド交通については、他市町村は、土日あんまり利用しないって、それは他市町村の利用状況でも判断されて、2,600万円の負担がかかると、費用対効果そこで考えられるわけですか。外部評価委員会の中では、ニーズについてもっと把握すべきじゃないかというご意見もあった

かと思うんですね。私は、他市町村で、こんな簡単なことじゃなくて、評価委員会の意見を受けとめるのであれば、きちんとニーズについて評価をすべきじゃないでしょうかね。

それから、もう一つは、土日運行することによって、民間業者との申し合わせというか、バッティングが起こるといふ地方公共交通会議の問題も指摘をされております。そういう問題についてもどう乗り切っていくのかという、そういうふうに決めているからできないじゃなくて、ニーズがあれば、決めていてもやるということを考えるのが行政じゃないんですかということのご指摘だろうというふうに、私は、外部評価委員会の議論を受けとめているんですけども、この辺ですよ、これでもう終わりなんですか、本当にやらないということでもいいんですか、非常にこれでは、私は外部評価委員さんに対して無責任ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

それから、燃料高騰の問題については、お金がないから業者に泣いてもらう、簡単に言えばそういうことなんじゃないでしょうかね。公共交通会議の中で、随分と民間業者の経営状態とか、事業の圧迫についてお気にされているようですが、こういう、本当に切実な民間業者の燃料高騰の問題については、なぜもっと真剣にこたえようとしませんか、お金がないということでは切ってしまうということ、そういうことなんじゃないでしょうか、これについても再度お聞きをいたします。

それから、配食については、確認を2点させてください。一つは、予算については、予算項目、課別、費目は変わるのかなというふうにお聞きをして思ったんですが、金額については、きちんと前年度と同じくらいの金額というのが社協に対して保証されるんでしょうか。

それと、もう一つは、外部評価委員会の中でも、他市町村の事業と比べて配食の頻度も含めて非常に少ないと、もっと本気でやりなさいということは、配食事業にもっと力を入れなさいということだと思っておりますけれども、これはどういうことなんじゃないでしょうかね。もう少し、そういう回数をふやすとか、民間業者とのコラボレーションも考えるとか、そういうことも社協に任せきりにするのではなくて、行政としてもそういうことについて検討していく、検討していかない、どちらなんじゃないでしょうか、これも明確にご答弁をお願いをしたいと思っております。

それから、コミュニティセンターの整備検討については、私は、ぜひ検討してつくっていただきたいという立場でご意見を申し上げております。しかし、そうはいつでも、繰り返しになりますけれども、既存の公共施設の適正配置という中で、コミュニティセンターのあり方って考えていくべきだろうと思っておりますけれども、3カ年計画の中で、総合計画の中で、何回もそのようなことをおっしゃっていましたが、公共施設の適正配置ということについての問題意識、そういうことをきちんと考えた上で検討していくということについてはどうなんですか、やるんですか、やらないんですか、明確にご答弁をお願いします。

以上です。

議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

外部評価委員会にもっと事業をかけて行ってはどうかというようなことですが、外部評価委員会、今回、7回ほど開催しております。その中で、どうしても1事業当たりの時間、相当な時間を要します。結果としまして、15事業ですか、今年度15事業を行いましたけれども、かなりの労力をしておりまして、なかなかふやすことというのは難しいかなと思っておりますが、この点についても十分に検討をしてみたいと思っております。

それから、先ほど、デマンド交通の土日についてのことでございますけれども、先ほど申し上げましたように、公共交通会議の中でも、民間タクシー業者との関係の中で、当初設定したときには、そういう圧迫というか、そういうものを与えないということで、土日を除いた形で運行している状況でございます。現時点でもそのようなことになっておりまして、そういう中で、時間的なものとか、そういうものを決められております。今後、利用者のニーズ調査等も行ってはみたいと考えておりますけれども、基本的には、なかなか土日の運行については難しいものかなと考えております。

それから、コミュニティセンターの関係で、そういう計画をきちっと作るべきではないかなというようなことですが、先ほど申し上げましたとおり、現時点においては、施設配置の計画と、今現在、公有地の有効利用という観点から、企画政策課の中で検討はしております。そういう中で、コミュニティセンターとか、これから行われるであろう施設等については、きちっと配置計画をつくってみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

福祉部長（小松崎栄一君） 2点ほどご質問いただきました。

まず、この配食サービスの予算についてですが、確かに、今までは配食サービス事業補助金という名称で、社会福祉協議会に対して出していたところですが、今回の見直しといたしますか、この指摘を受けまして、社会福祉協議会とこの間、協議を進めてきたところで

す。そういう中で、やはりボランティア育成ということも含めまして、そちらの事業の中に、ボランティアセンター事業ということになるかと思っておりますけれども、そちらの方に見直ししながら助成をしていきたいというふうに、新年度予算の中では検討していきたいというふうに考えております。金額につきましては、もちろん中身は精査をいたしますので、同じ金額ということではないかもしれませんが、ほぼ同額程度のものについて考えていきたいなというふうに考えております。

それから、他市町村との回数の差、確かに、先ほど申し上げましたように、他市町村で

は業者委託でやられているところ多くございます。笠間市では、どうしてもボランティアの方々をお願いしているという関係もありますので、回数については、かなり限定的だというふうに、これは認識をしております。社協だけに任せるのかということだけではなくて、もともとこの事業については、行政が主体としてやってきたものが社協事業になったという経過もありますので、社協とあわせて検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（柴沼 広君） 深澤悌二君。

市長公室長（深澤悌二君） 先ほど、答弁の中で、燃料についてちょっと漏れてしまいました。燃料につきましても、先ほど答弁した内容と変わりませんが、今現在の委託料の中でお願いをしていきたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 石松俊雄君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は17日午前10時より開きますので、ご参集ください。

午後2時49分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署 名 議 員 小 園 江 一 三

署 名 議 員 石 崎 勝 三